【表紙】

【提出書類】 訂正有価証券届出書

【提出日】 2022年9月14日提出

【発行者名】 三井住友DSアセットマネジメント株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 猿田 隆

【本店の所在の場所】 東京都港区虎ノ門一丁目17番1号

【事務連絡者氏名】 土屋 裕子

【電話番号】 03-6205-1649

【届出の対象とした募集(売出)内国投資 信託受益証券に係るファンドの名称】 日興FWS・日本株クオリティ

日興FWS・日本株市場型アクティブ

日興FWS・先進国株クオリティ(為替ヘッジあり)

日興FWS・先進国株クオリティ(為替ヘッジなし)

日興FWS・先進国株市場型アクティブ(為替ヘッジあり)

日興 F W S ・先進国株市場型アクティブ (為替ヘッジなし) 日興 F W S ・新興国株アクティブ (為替ヘッジあり)

日興FWS・新興国株アクティブ(為替ヘッジなし)

日興FWS・日本債アクティブ

日興 FWS・先進国債アクティブ(為替ヘッジあり)

日興FWS・先進国債アクティブ(為替ヘッジなし)

日興FWS・新興国債アクティブ(為替ヘッジあり)

日興 F W S・新興国債アクティブ (為替ヘッジなし)

日興FWS・Jリートアクティブ

日興FWS・Gリートアクティブ(為替ヘッジあり)

日興 FWS・Gリートアクティブ(為替ヘッジなし)

日興FWS・ヘッジファンドマルチ戦略

日興FWS・ヘッジファンドアクティブ戦略

【届出の対象とした募集(売出)内国投資 信託受益証券の金額】

(1)当初自己設定額

日興FWS・日本株クオリティ 100万円を上限とします。

日興FWS・日本株市場型アクティブ

100万円を上限とします。

日興FWS・先進国株クオリティ(為替ヘッジあり) 100万円を上限とします。

日興FWS・先進国株クオリティ(為替ヘッジなし) 100万円を上限とします。

日興FWS・先進国株市場型アクティブ(為替ヘッジあり) 100万円を上限とします。

日興FWS・先進国株市場型アクティブ(為替ヘッジなし) 100万円を上限とします。

日興FWS・新興国株アクティブ(為替ヘッジあり) 100万円を上限とします。

日興FWS・新興国株アクティブ(為替ヘッジなし) 100万円を上限とします。

日興FWS・日本債アクティブ 100万円を上限とします。

日興FWS・先進国債アクティブ(為替ヘッジあり) 100万円を上限とします。

日興FWS・先進国債アクティブ(為替ヘッジなし) 100万円を上限とします。

日興FWS・新興国債アクティブ(為替ヘッジあり) 100万円を上限とします。

日興FWS・新興国債アクティブ(為替ヘッジなし) 100万円を上限とします。

日興 F W S・ J リートアクティブ 100万円を上限とします。

日興 F W S ・ G リートアクティブ (為替ヘッジあり) 100万円を上限とします。

日興FWS・Gリートアクティブ(為替ヘッジなし) 100万円を上限とします。

日興FWS・ヘッジファンドマルチ戦略 100万円を上限とします。

日興FWS・ヘッジファンドアクティブ戦略 100万円を上限とします。

(2)継続申込額

日興 F W S・日本株クオリティ 2 兆5,000億円を上限とします。

日興FWS・日本株市場型アクティブ 2 兆5,000億円を上限とします。

日興FWS・先進国株クオリティ(為替ヘッジあり) 2 兆5,000億円を上限とします。

日興FWS・先進国株クオリティ(為替ヘッジなし) 2兆5,000億円を上限とします。

日興FWS・先進国株市場型アクティブ(為替ヘッジあり) 2 兆5,000億円を上限とします。

日興FWS・先進国株市場型アクティブ(為替ヘッジなし) 2兆5,000億円を上限とします。

日興FWS・新興国株アクティブ(為替ヘッジあり) 2 兆5,000億円を上限とします。

日興FWS・新興国株アクティブ(為替ヘッジなし) 2兆5,000億円を上限とします。

日興FWS・日本債アクティブ

三井住友 D S アセットマネジメント株式会社(E08957) 訂正有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

2兆5,000億円を上限とします。

日興FWS・先進国債アクティブ(為替ヘッジあり) 2 兆5,000億円を上限とします。

日興FWS・先進国債アクティブ(為替ヘッジなし) 2兆5,000億円を上限とします。

日興FWS・新興国債アクティブ(為替ヘッジあり) 2 兆5,000億円を上限とします。

日興FWS・新興国債アクティブ(為替ヘッジなし) 2 兆5,000億円を上限とします。

日興 F W S・ J リートアクティブ 2 兆5,000億円を上限とします。

日興 F W S ・ G リートアクティブ (為替ヘッジあり) 2 兆5,000億円を上限とします。

日興 F W S ・ G リートアクティブ (為替ヘッジなし) 2 兆5,000億円を上限とします。

日興FWS・ヘッジファンドマルチ戦略 2 兆5,000億円を上限とします。

日興 F W S ・ヘッジファンドアクティブ戦略 2 兆5,000億円を上限とします。

【縦覧に供する場所】

該当事項はありません。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2021年7月16日付をもって提出しました有価証券届出書(2022年4月27日付の有価証券届出書の訂正届出書により訂正済み。以下「原届出書」といいます。)について、日興FWS・新興国債アクティブ(為替ヘッジあり)および日興FWS・新興国債アクティブ(為替ヘッジなし)の運用指図に関する権限の委託等にかかる信託約款の変更手続きの実施に伴う訂正、その他訂正すべき事項があるため、本訂正届出書により訂正を行うものです。

2【訂正の内容】

< 訂正前 > および < 訂正後 > に記載している下線部______は訂正部分を示し、 < 更新後 > に記載している内容は原届出書が更新されます。

第一部【証券情報】

(12)【その他】

<訂正前>

- イ 申込証拠金 ありません。
- ロ 日本以外の地域における募集 ありません。
- 八 お申込不可日

上記にかかわらず、各ファンドにつき、取得申込日が以下のお申込不可日に当たる場合には、ファンドの取得申込みはできません(また、該当日には、解約請求のお申込みもできません。)。

<i>h</i> 。)。	
ファンド名	お申込不可日
先進国株クオリティヘッジ有	・ニューヨークの取引所の休業日
先進国株クオリティヘッジ無	・ロンドンの取引所の休業日
先進国株市場型アクティブヘッジ有	・翌営業日がニューヨークの取引所の休業日
先進国株市場型アクティブヘッジ無	・翌営業日がロンドンの取引所の休業日
新興国株アクティブヘッジ有	・ニューヨークの取引所の休業日
新興国株アクティブヘッジ無	・香港の取引所の休業日
	・ニューヨークの銀行の休業日
	・翌営業日がニューヨークの取引所の休業日
	・翌営業日が香港の取引所の休業日
	・翌営業日がニューヨークの銀行の休業日
先進国債アクティブヘッジ有	・ニューヨークの銀行の休業日
先進国債アクティブヘッジ無	・ロンドンの銀行の休業日
	・翌営業日がニューヨークの銀行の休業日
	・翌営業日がロンドンの銀行の休業日
新興国債アクティブヘッジ有	・ニューヨークの銀行の休業日
新興国債アクティブヘッジ無	・ダブリンの銀行の休業日
	・トロントの銀行の休業日
	・ニューヨークの取引所の休業日
	・12月24日
	・翌営業日がニューヨークの銀行の休業日
	・翌営業日がダブリンの銀行の休業日
	・翌営業日がトロントの銀行の休業日
	・翌営業日がニューヨークの取引所の休業日
	・翌営業日が12月24日
Gリートアクティブヘッジ有	・ニューヨークの取引所の休業日
Gリートアクティブヘッジ無	・翌営業日がニューヨークの取引所の休業日

ヘッジファンドマルチ戦略	・ニューヨークの銀行の休業日
	・ロンドンの銀行の休業日
	・ユーレックスの休業日
	・翌営業日がニューヨークの銀行の休業日
	・翌営業日がロンドンの銀行の休業日
	・翌営業日がユーレックスの休業日
	・申込受付日の翌々営業日から起算して5営業日目
	までの間にロンドンの銀行の休業日(土日を除
	く)を2日連続で含むこととなる日
ヘッジファンドアクティブ戦略	・ニューヨークの銀行の休業日
	・ロンドンの銀行の休業日
	・翌営業日がニューヨークの銀行の休業日
	・翌営業日がロンドンの銀行の休業日

日本株クオリティ、日本株市場型アクティブ、日本債アクティブ、」リートアクティブは、お 申込不可日はありません。

お申込不可日は各ファンドの指定投資信託証券の変更等に伴い、変更される場合があります。 また、お申込不可日が変更される場合は委託会社のホームページ(https://www.smdam.co.jp)に掲載します。詳しくは委託会社または販売会社までお問い合わせください。

- ニ クーリング・オフ制度(金融商品取引法第37条の6)の適用 ありません。
- ホ 取得申込みについて

当ファンドは日興ファンドラップ専用ファンドです。取得申込みにあたっては、販売会社所定の 手続きが必要となります。詳しくは販売会社までお問い合わせください。

へ 振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、ファンドの振替機関の振替業にかかる業務規 程等の規則に従って取り扱われるものとし、ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法お よび当該振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われます。

(参考:投資信託振替制度)

- ・ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理するもので、ファンド の設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿(「振替口座簿」といいます。)への 記載・記録によって行われます。
- ・受益証券は発行されませんので、盗難や紛失のリスクが削減されます(原則として受益証券を 保有することはできません。)。
- ・ファンドの設定、解約等における決済リスクが削減されます。
- ・振替口座簿に記録されますので、受益権の所在が明確になります。

<訂正後>

イ 申込証拠金

ありません。

ロ 日本以外の地域における募集 ありません。

ハ お申込不可日

上記にかかわらず、各ファンドにつき、取得申込日が以下のお申込不可日に当たる場合には、 ファンドの取得申込みはできません(また、該当日には、解約請求のお申込みもできませ ん。)。

ファンド名	お申込不可日
-------	--------

	訂正有価証券届出書(内国投資信託
先進国株クオリティヘッジ有	・ニューヨークの取引所の休業日
先進国株クオリティヘッジ無	・ロンドンの取引所の休業日
先進国株市場型アクティブヘッジ有	・翌営業日がニューヨークの取引所の休業日
先進国株市場型アクティブヘッジ無	・翌営業日がロンドンの取引所の休業日
新興国株アクティブヘッジ有	・ニューヨークの取引所の休業日
新興国株アクティブヘッジ無	・香港の取引所の休業日
	・ニューヨークの銀行の休業日
	・翌営業日がニューヨークの取引所の休業日
	・翌営業日が香港の取引所の休業日
	・翌営業日がニューヨークの銀行の休業日
先進国債アクティブヘッジ有	・ニューヨークの銀行の休業日
先進国債アクティブヘッジ無	・ロンドンの銀行の休業日
	・翌営業日がニューヨークの銀行の休業日
	・翌営業日がロンドンの銀行の休業日
新興国債アクティブヘッジ有	・ニューヨークの銀行の休業日
新興国債アクティブヘッジ無	・ダブリンの銀行の休業日
	・トロントの銀行の休業日
	・ニューヨークの取引所の休業日
	・12月24日
	・翌営業日がニューヨークの銀行の休業日
	・翌営業日がダブリンの銀行の休業日
	・翌営業日がトロントの銀行の休業日
	・翌営業日がニューヨークの取引所の休業日
	・翌営業日が12月24日
	信託約款変更が成立した場合、以下の通りとなりま
	<u> </u>
	2022年11月7日まで
	・ニューヨークの銀行の休業日
	・ダブリンの銀行の休業日
	・トロントの銀行の休業日
	・ニューヨークの取引所の休業日
	<u>・12月24日</u>
	・翌営業日がニューヨークの銀行の休業日
	・翌営業日がダブリンの銀行の休業日
	・翌営業日がトロントの銀行の休業日
	・翌営業日がニューヨークの取引所の休業日
	・翌営業日が12月24日
	2022年11月8日以降
	・ニューヨークの取引所の休業日
	・翌営業日がニューヨークの取引所の休業日
Gリートアクティブヘッジ有	・ニューヨークの取引所の休業日
Gリートアクティブヘッジ無	・翌営業日がニューヨークの取引所の休業日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社(E08957)

ヘッジファンドマルチ戦略	・ニューヨークの銀行の休業日
	・ロンドンの銀行の休業日
	・ユーレックスの休業日
	・翌営業日がニューヨークの銀行の休業日
	・翌営業日がロンドンの銀行の休業日
	・翌営業日がユーレックスの休業日
	・申込受付日の翌々営業日から起算して 5 営業日目
	までの間にロンドンの銀行の休業日 (土日を除
	く)を2日連続で含むこととなる日
ヘッジファンドアクティブ戦略	・ニューヨークの銀行の休業日
	・ロンドンの銀行の休業日
	・翌営業日がニューヨークの銀行の休業日
	・翌営業日がロンドンの銀行の休業日

日本株クオリティ、日本株市場型アクティブ、日本債アクティブ、Jリートアクティブは、お申込不可日はありません。

お申込不可日は各ファンドの指定投資信託証券の変更等に伴い、変更される場合があります。 また、お申込不可日が変更される場合は委託会社のホームページ(https://www.smd-am.co.jp)に掲載します。詳しくは委託会社または販売会社までお問い合わせください。

- ニ クーリング・オフ制度(金融商品取引法第37条の6)の適用 ありません。
- ホ 取得申込みについて

当ファンドは日興ファンドラップ専用ファンドです。取得申込みにあたっては、販売会社所定の 手続きが必要となります。詳しくは販売会社までお問い合わせください。

へ 振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、ファンドの振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則に従って取り扱われるものとし、ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および当該振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われます。

(参考:投資信託振替制度)

- ・ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理するもので、ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿(「振替口座簿」といいます。)への記載・記録によって行われます。
- ・受益証券は発行されませんので、盗難や紛失のリスクが削減されます(原則として受益証券を 保有することはできません。)。
- ・ファンドの設定、解約等における決済リスクが削減されます。
- ・振替口座簿に記録されますので、受益権の所在が明確になります。
- ト 信託約款変更手続きの実施について

日興 F W S ・新興国債アクティブ(為替ヘッジあり)および日興 F W S ・新興国債アクティブ (為替ヘッジなし)は、下記の通り信託約款の変更を予定しております。

- (イ)日興FWS・新興国債アクティブ(為替ヘッジあり)および日興FWS・新興国債アクティブ (為替ヘッジなし)が投資対象とする投資信託証券(以下「指定投資信託証券」といいます。)は、新興国の公社債を主要投資対象とし、アクティブ運用を行うものとされ、継続的に モニタリングを行い必要な場合は入替えも行うこととなっておりましたが、このたび、各ファンドの指定投資信託証券の入替えを行うにあたって、ファンドの仕組みと信託報酬の変更を行います。
- (ロ)信託約款の変更内容(新旧対照表)

<書面決議の議案となる信託約款の新旧対照表>

日興 F W S ・新興国債アクティブ (為替ヘッジあり) 日興 F W S ・新興国債アクティブ (為替ヘッジなし)

新	IB	
〔運用の基本方針〕	(運用の基本方針)	
<略>	<略>	
2. 運用方法	2. 運用方法	
<略>	<略>	
(2)投資態度	(2)投資態度	
①~⑥ [略]	①~⑥ [略]	
⑦ 運用にあたっては、運用委託契約に基づき運用の指図	[新設]	
に関する権限の一部をビムコジャバンリミテッドに委託しま		
<u>g.</u>		
⑧ [略]	② [略]	
【運用の指図範囲等】	【運用の指図範囲等】	
第17条 委託者 (第19条の2に規定する委託者から運	第17条 委託者は、信託金を、主として、別に定める投資	

第17条 委託者 (第19条の2に規定する委託者から運用指図権限の委託を受けた者を含みます。以下、第18条、第19条、第20条、第22条、第23条、第26条、第27条および第29条において同じ。) は、信託金を、主として、別に定める投資信託証券および三井住友 D S アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である「キャッシュ・マネジメント・マザーファンド」の受益証券または次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。) に投資することを指図します。

[略]

【運用の権限委託】

第19条の2 委託者は、運用の指図に関する権限の一部を次の者に委託します。

商号: ピムコジャバンリミテッド

所在地:東京都港区

② 前項の委託を受けた者が受ける報酬は、第34条に規定する信託報酬のうち委託者が受ける報酬から支弁するも

第17条 委託者は、信託金を、主として、別に定める投資 信託証券および三井住友 D S アセットマネジメント株式会 社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者と して締結された親投資信託である「キャッシュ・マネジメント・ マザーファンド」の受益証券または次の有価証券(金融商 品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされ る同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを 指図します。

[略]

(新設)

のとし、その報酬額は信託財産の純資産総額に年10,000 分の55の率を乗じて得た額とします。

- ③ 第1項の規定にかかわらず、第1項により委託を受けた者が、法律に違反した場合、この信託約款に違反した場合、故意または重大な過失により信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合等において、委託者は、運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更することができます。
- ④ 前項に基づき、第1項により委託を受けた者が、運用 の指図に関する権限の委託を中止された場合、もしくは受 託を中止した場合、委託者は第1項により委託を受けた 者と同等の能力を有すると認められる第三者に運用の指図 に関する権限を委託することができます。

【信託報酬等の額および支弁の方法】

第34条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第 31条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純 資産総額に年10,000分の<u>75.5</u>の率を乗じて得た額としま す。

②~③ [略]

【信託報酬等の額および支弁の方法】

第34条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第 31条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純 資産総額に年10,000分の20.5の率を乗じて得た額としま す。

②~③ [略]

< 書面決議の議案である信託約款の変更の実施が決定された場合の信託約款の新旧対照表 > 日興 F W S ・新興国債アクティブ(為替ヘッジあり)

新	IB	
(付表)	〔付表〕	
1. 運用の基本方針および信託約款第17条第1項に規定する「別に定める投資信託証券」は下記のものとします。	1. 運用の基本方針および信託約款第17条第1項に 規定する「別に定める投資信託証券」は下記のものとしま す。	
ビムコ バミューダ トラスト II - ビムコ エマージング ボンド (エン・ヘッジド)インカム ファンド	Sophos Cayman Trust II - Marathon Emerging Market Bond Fund FX Hedged Class	
2. 信託約款第13条第5項および第39条第2項に規定する「別に定める日」は以下の通りとします。 ・ニューヨークの取引所の休業日 ・翌営業日がニューヨークの取引所の休業日である日		

新	IB
〔付表〕	〔付表〕
1. 運用の基本方針および信託約款第17条第1項に 規定する「別に定める投資信託証券」は下記のものとしま す。	1. 運用の基本方針および信託約款第17条第1項に 規定する「別に定める投資信託証券」は下記のものとしま す。
プ・ ピムコ バミューダ トラスト II ・ ピムコ エマージング ボンド インカム ファンド	Sophos Cayman Trust II - Marathon Emerging Market Bond Fund FX Open Class
2. 信託約款第13条第5項および第39条第2項に規定する「別に定める日」は以下の通りとします。 ・ニューヨークの取引所の休業日 ・翌営業日がニューヨークの取引所の休業日である日	2. 信託約款第13条第5項および第39条第2項に規定する「別に定める日」は以下の通りとします。 ・ニューヨークの銀行の休業日 ・グブリンの銀行の休業日 ・トロントの銀行の休業日 ・ニューヨークの取引所の休業日 ・12月24日 ・翌営業日がニューヨークの銀行の休業日である日 ・翌営業日がクブリンの銀行の休業日である日 ・翌営業日がトロントの銀行の休業日である日 ・翌営業日がニューヨークの取引所の休業日である日 ・翌営業日がニューヨークの取引所の休業日である日

この信託約款の変更は、2022年9月20日現在の受益者の方による書面決議によるものとします。 2022年10月20日実施の書面決議において、議決権を行使することができる受益者の方の議決権の 3分の2以上の賛成をもって可決された場合、2022年11月8日に信託約款の変更を行います。

なお、2022年9月15日以降に各ファンドの取得申込みをされることにより取得された受益権については、議決権はありません。

各ファンドの取得申込みの際には、上記の信託約款変更の内容をご理解のうえ、お申込みください。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(3)【ファンドの仕組み】

<更新後>

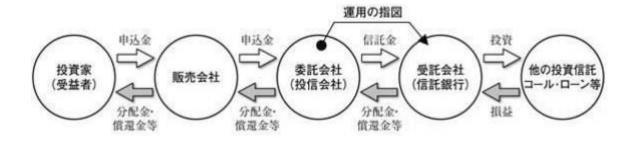
- イ 当ファンドの関係法人とその役割
- (イ)委託会社 「三井住友DSアセットマネジメント株式会社」 証券投資信託契約に基づき、信託財産の運用指図、投資信託説明書(目論見書)および運用報 告書の作成等を行います。
- (口)受託会社 「三井住友信託銀行株式会社」

証券投資信託契約に基づき、信託財産の保管・管理・計算等を行います。なお、信託事務の一部につき、株式会社日本カストディ銀行に委託することがあります。また、外国における資産の保管は、その業務を行うに充分な能力を有すると認められる外国の金融機関が行う場合があります。

(八)販売会社

委託会社との間で締結される販売契約(名称の如何を問いません。)に基づき、当ファンドの 募集・販売の取扱い、投資信託説明書(目論見書)の提供、受益者からの一部解約実行請求の 受付け、受益者への収益分配金、一部解約金および償還金の支払事務等を行います。

運営の仕組み



[参考情報:投資顧問会社] SMBC日興証券株式会社

当ファンドの投資顧問会社として、委託会社に対して投資助言を行います。

信託約款変更が成立した場合、2022年11月8日以降、以下の通りとなります。

イ 当ファンドの関係法人とその役割

- (イ)委託会社 「三井住友DSアセットマネジメント株式会社」 証券投資信託契約に基づき、信託財産の運用指図、投資信託説明書(目論見書)および運用報 告書の作成等を行います。
- (口)受託会社 「三井住友信託銀行株式会社」

証券投資信託契約に基づき、信託財産の保管・管理・計算等を行います。なお、信託事務の一部につき、株式会社日本カストディ銀行に委託することがあります。また、外国における資産の保管は、その業務を行うに充分な能力を有すると認められる外国の金融機関が行う場合があります。

(八)販売会社

委託会社との間で締結される販売契約(名称の如何を問いません。)に基づき、当ファンドの 募集・販売の取扱い、投資信託説明書(目論見書)の提供、受益者からの一部解約実行請求の 受付け、受益者への収益分配金、一部解約金および償還金の支払事務等を行います。

(二)投資顧問会社(運用の委託先) 「ピムコジャパンリミテッド」

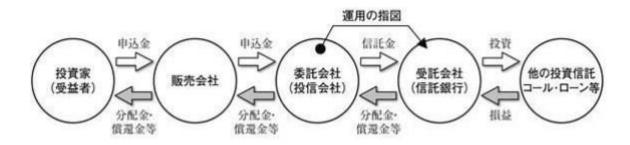
委託会社との間で締結される投資一任契約(運用委託契約)に基づき、日興FWS・新興国債アクティブ(為替ヘッジあり)および日興FWS・新興国債アクティブ(為替ヘッジなし)の運用指図に関する権限の一部の委託を受け、信託財産の運用を行います。

[参考情報:投資顧問会社] SMBC日興証券株式会社

当ファンドの投資顧問会社として、委託会社に対して投資助言を行います。

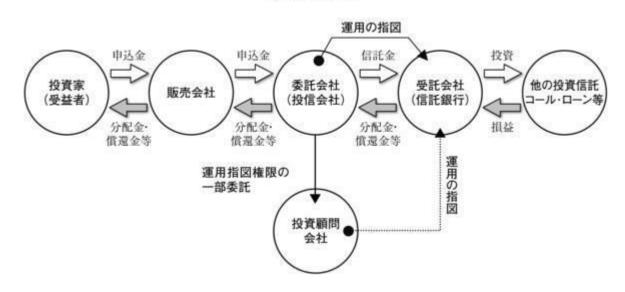
各ファンド(日興FWS・新興国債アクティブ(為替ヘッジあり)および日興FWS・新興国債アクティブ(為替ヘッジなし)を除く)

運営の仕組み



日興FWS・新興国債アクティブ(為替ヘッジあり) 日興FWS・新興国債アクティブ(為替ヘッジなし)

運営の仕組み



ロ 委託会社の概況

(イ)資本金の額

20億円(2022年6月30日現在)

(口)会社の沿革

1985年7月15日 三生投資顧問株式会社設立

1987年2月20日 証券投資顧問業の登録

1987年6月10日 投資一任契約にかかる業務の認可

1999年1月1日 三井生命保険相互会社の特別勘定運用部門と統合

1999年2月5日 三生投資顧問株式会社から三井生命グローバルアセットマネジメント

株式会社へ商号変更

2000年 1月27日 証券投資信託委託業の認可取得

2002年12月1日 住友ライフ・インベストメント株式会社、スミセイ グローバル投信

株式会社、三井住友海上アセットマネジメント株式会社およびさくら 投信投資顧問株式会社と合併し、三井住友アセットマネジメント株式

会社に商号変更

2013年4月1日 トヨタアセットマネジメント株式会社と合併

2019年4月1日 大和住銀投信投資顧問株式会社と合併し、三井住友DSアセットマネ

ジメント株式会社に商号変更

(八)大株主の状況

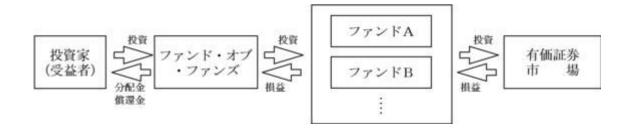
(2022年6月30日現在)

名称	住所	所有 株式数 (株)	比率 (%)
株式会社三井住友フィナンシャル グループ	東京都千代田区丸の内一丁目1番2号	16,977,897	50.1
株式会社大和証券グループ本社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	7,946,406	23.5
三井住友海上火災保険株式会社	東京都千代田区神田駿河台三丁目9番地	5,080,509	15.0
住友生命保険相互会社	大阪府大阪市中央区城見一丁目 4 番35 号	3,528,000	10.4
三井住友信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号	337,248	1.0

ハ ファンドの運用形態(ファンド・オブ・ファンズによる運用)

一般に、「ファンド・オブ・ファンズ」においては、株式や債券などの有価証券に直接投資するのではなく、複数の他の投資信託(ファンド)を組み入れることにより運用を行います(投資信託に投資する投資信託)。また、種々の特長を持った投資信託を購入することにより、効率的に資産配分を行います。

〔ファンド・オブ・ファンズによる運用〕



2【投資方針】

(1)【投資方針】

<更新後>

イ 基本方針

各ファンドは、投資対象とする投資信託証券(以下「指定投資信託証券」といいます。)への投資を通じて、実質的に投資対象とする資産へ投資し、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

口 投資態度

各ファンドの指定投資信託証券については後掲の「ファンドのしくみ」をご参照ください。また、指定投資信託証券の詳細に関しましては、後述の〔参考情報:投資対象とする投資信託の概要〕をご覧ください。

日興FWS・日本株クオリティ

- (イ) 主として指定投資信託証券への投資を通じて、信託財産の中長期的な成長を目指します。
- (ロ)指定投資信託証券は、日本の株式を主要投資対象とし、クオリティを重視したアクティブ運用を行うものとします。なお、継続的にモニタリングを行い必要な場合は入替えも行います。
- (ハ)指定投資信託証券の選定については、SMBC日興証券株式会社からの投資助言を受けます。
- (二)「キャッシュ・マネジメント・マザーファンド」受益証券を通じて、主として円貨建公社債 および短期金融商品等に投資します。
- (ホ)投資信託証券への投資比率は原則として高位を保ちます。
- (へ)資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

日興FWS・日本株市場型アクティブ

- (イ) 主として指定投資信託証券への投資を通じて、信託財産の中長期的な成長を目指します。
- (ロ)指定投資信託証券は、日本の株式を主要投資対象とし、市場環境に応じたアクティブ運用を 行うものとします。なお、継続的にモニタリングを行い必要な場合は入替えも行います。
- (ハ)指定投資信託証券の選定については、SMBC日興証券株式会社からの投資助言を受けます。
- (二)「キャッシュ・マネジメント・マザーファンド」受益証券を通じて、主として円貨建公社債 および短期金融商品等に投資します。
- (ホ)投資信託証券への投資比率は原則として高位を保ちます。
- (へ)資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

日興FWS・先進国株クオリティ(為替ヘッジあり)

- (イ) 主として指定投資信託証券への投資を通じて、信託財産の中長期的な成長を目指します。
- (ロ)指定投資信託証券は、日本を除く先進国の株式を主要投資対象とし、クオリティを重視した アクティブ運用を行うものとします。ただし、日本や新興国の株式に投資する場合がありま す。なお、継続的にモニタリングを行い必要な場合は入替えも行います。
- (ハ)指定投資信託証券の選定については、SMBC日興証券株式会社からの投資助言を受けます。
- (二)「キャッシュ・マネジメント・マザーファンド」受益証券を通じて、主として円貨建公社債 および短期金融商品等に投資します。
- (ホ)投資信託証券への投資比率は原則として高位を保ちます。
- (へ)実質組入外貨建資産については、指定投資信託証券において、原則として対円での為替へッジを活用し、為替変動リスクの低減を図ります。一部の通貨建資産については為替へッジが困難等と判断された場合、他の通貨で代替した為替取引を行うことまたは為替へッジを行わないことがあります。なお、当ファンドにおいて直接対円での為替へッジを活用し、為替変動リスクの低減を図る場合もあります。
- (ト)資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

日興FWS・先進国株クオリティ(為替ヘッジなし)

- (イ) 主として指定投資信託証券への投資を通じて、信託財産の中長期的な成長を目指します。
- (ロ)指定投資信託証券は、日本を除く先進国の株式を主要投資対象とし、クオリティを重視した アクティブ運用を行うものとします。ただし、日本や新興国の株式に投資する場合がありま す。なお、継続的にモニタリングを行い必要な場合は入替えも行います。
- (ハ)指定投資信託証券の選定については、SMBC日興証券株式会社からの投資助言を受けます。
- (二)「キャッシュ・マネジメント・マザーファンド」受益証券を通じて、主として円貨建公社債 および短期金融商品等に投資します。
- (ホ)投資信託証券への投資比率は原則として高位を保ちます。
- (へ)実質組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。
- (ト)資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

日興FWS・先進国株市場型アクティブ(為替ヘッジあり)

- (イ) 主として指定投資信託証券への投資を通じて、信託財産の中長期的な成長を目指します。
- (ロ)指定投資信託証券は、日本を除く先進国の株式を主要投資対象とし、市場環境に応じたアクティブ運用を行うものとします。ただし、日本や新興国の株式に投資する場合があります。 なお、継続的にモニタリングを行い必要な場合は入替えも行います。
- (ハ)指定投資信託証券の選定については、SMBC日興証券株式会社からの投資助言を受けます。
- (二)「キャッシュ・マネジメント・マザーファンド」受益証券を通じて、主として円貨建公社債 および短期金融商品等に投資します。
- (ホ)投資信託証券への投資比率は原則として高位を保ちます。
- (へ)実質組入外貨建資産については、指定投資信託証券において、原則として対円での為替へッジを活用し、為替変動リスクの低減を図ります。一部の通貨建資産については為替へッジが困難等と判断された場合、他の通貨で代替した為替取引を行うことまたは為替へッジを行わないことがあります。なお、当ファンドにおいて直接対円での為替へッジを活用し、為替変動リスクの低減を図る場合もあります。
- (ト)資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

日興 FWS・先進国株市場型アクティブ(為替ヘッジなし)

- (イ)主として指定投資信託証券への投資を通じて、信託財産の中長期的な成長を目指します。
- (ロ)指定投資信託証券は、日本を除く先進国の株式を主要投資対象とし、市場環境に応じたアクティブ運用を行うものとします。ただし、日本や新興国の株式に投資する場合があります。 なお、継続的にモニタリングを行い必要な場合は入替えも行います。
- (ハ)指定投資信託証券の選定については、SMBC日興証券株式会社からの投資助言を受けます。
- (二)「キャッシュ・マネジメント・マザーファンド」受益証券を通じて、主として円貨建公社債 および短期金融商品等に投資します。
- (ホ)投資信託証券への投資比率は原則として高位を保ちます。
- (へ)実質組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。
- (ト)資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

日興FWS・新興国株アクティブ(為替ヘッジあり)

- (イ) 主として指定投資信託証券への投資を通じて、信託財産の中長期的な成長を目指します。
- (ロ)指定投資信託証券は、新興国の株式を主要投資対象とし、アクティブ運用を行うものとします。なお、継続的にモニタリングを行い必要な場合は入替えも行います。
- (ハ)指定投資信託証券の選定については、SMBC日興証券株式会社からの投資助言を受けます。
- (二)「キャッシュ・マネジメント・マザーファンド」受益証券を通じて、主として円貨建公社債 および短期金融商品等に投資します。
- (ホ)投資信託証券への投資比率は原則として高位を保ちます。
- (へ)実質組入外貨建資産については、指定投資信託証券において、原則として米ドル売り円買い

の為替取引を活用し、為替変動リスクの低減を図ります。そのため、米ドル建て以外の通貨 建資産については、米ドルに対する当該通貨の為替変動の影響を受けます。なお、当ファン ドにおいて直接対円での為替ヘッジを活用し、為替変動リスクの低減を図る場合もありま す。

(ト)資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

日興 FWS・新興国株アクティブ(為替ヘッジなし)

- (イ) 主として指定投資信託証券への投資を通じて、信託財産の中長期的な成長を目指します。
- (ロ)指定投資信託証券は、新興国の株式を主要投資対象とし、アクティブ運用を行うものとします。なお、継続的にモニタリングを行い必要な場合は入替えも行います。
- (ハ)指定投資信託証券の選定については、SMBC日興証券株式会社からの投資助言を受けます。
- (二)「キャッシュ・マネジメント・マザーファンド」受益証券を通じて、主として円貨建公社債 および短期金融商品等に投資します。
- (ホ)投資信託証券への投資比率は原則として高位を保ちます。
- (へ)実質組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。
- (ト)資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

日興FWS・日本債アクティブ

- (イ) 主として指定投資信託証券への投資を通じて、信託財産の中長期的な成長を目指します。
- (ロ)指定投資信託証券は、日本の公社債を主要投資対象とし、アクティブ運用を行うものとします。なお、継続的にモニタリングを行い必要な場合は入替えも行います。
- (ハ)指定投資信託証券の選定については、SMBC日興証券株式会社からの投資助言を受けます。
- (二)「キャッシュ・マネジメント・マザーファンド」受益証券を通じて、主として円貨建公社債 および短期金融商品等に投資します。
- (ホ)投資信託証券への投資比率は原則として高位を保ちます。
- (へ)資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

日興FWS・先進国債アクティブ(為替ヘッジあり)

- (イ)主として指定投資信託証券への投資を通じて、信託財産の中長期的な成長を目指します。
- (ロ)指定投資信託証券は、日本を除く先進国の公社債を主要投資対象とし、アクティブ運用を行うものとします。なお、継続的にモニタリングを行い必要な場合は入替えも行います。
- (ハ)指定投資信託証券の選定については、SMBC日興証券株式会社からの投資助言を受けます。
- (二)「キャッシュ・マネジメント・マザーファンド」受益証券を通じて、主として円貨建公社債 および短期金融商品等に投資します。
- (ホ)投資信託証券への投資比率は原則として高位を保ちます。
- (へ)実質組入外貨建資産については、指定投資信託証券において、原則として対円での為替へッジを活用し、為替変動リスクの低減を図ります。一部の通貨建資産については為替へッジが困難等と判断された場合、他の通貨で代替した為替取引を行うことまたは為替へッジを行わないことがあります。また、為替運用を行う場合があります。なお、当ファンドにおいて直接対円での為替へッジを活用し、為替変動リスクの低減を図る場合もあります。
- (ト)資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

日興 F W S ・先進国債アクティブ (為替ヘッジなし)

- (イ) 主として指定投資信託証券への投資を通じて、信託財産の中長期的な成長を目指します。
- (ロ)指定投資信託証券は、日本を除く先進国の公社債を主要投資対象とし、アクティブ運用を行うものとします。なお、継続的にモニタリングを行い必要な場合は入替えも行います。
- (ハ)指定投資信託証券の選定については、SMBC日興証券株式会社からの投資助言を受けます。
- (二)「キャッシュ・マネジメント・マザーファンド」受益証券を通じて、主として円貨建公社債

および短期金融商品等に投資します。

- (ホ)投資信託証券への投資比率は原則として高位を保ちます。
- (へ)実質組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。なお、指定 投資信託証券において、為替運用を行う場合があります。
- (ト)資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

日興 FWS・新興国債アクティブ(為替ヘッジあり)

- (イ) 主として指定投資信託証券への投資を通じて、信託財産の中長期的な成長を目指します。
- (ロ)指定投資信託証券は、新興国の公社債を主要投資対象とし、アクティブ運用を行うものとします。なお、継続的にモニタリングを行い必要な場合は入替えも行います。
- (八)指定投資信託証券の選定については、SMBC日興証券株式会社からの投資助言を受けます。
- (二)「キャッシュ・マネジメント・マザーファンド」受益証券を通じて、主として円貨建公社債 および短期金融商品等に投資します。
- (ホ)投資信託証券への投資比率は原則として高位を保ちます。
- (へ)実質組入外貨建資産については、指定投資信託証券において、原則として対円での為替へッジを活用し、為替変動リスクの低減を図ります。一部の通貨建資産については為替へッジが困難等と判断された場合、他の通貨で代替した為替取引を行うことまたは為替へッジを行わないことがあります。なお、当ファンドにおいて直接対円での為替へッジを活用し、為替変動リスクの低減を図る場合もあります。
- (ト)資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

信託約款変更が成立した場合、2022年11月8日以降、下記事項が追加されます。

運用にあたっては、運用委託契約に基づき運用の指図に関する権限の一部をピムコジャパンリミテッドに委託します。

日興 F W S ・新興国債アクティブ (為替ヘッジなし)

- (イ) 主として指定投資信託証券への投資を通じて、信託財産の中長期的な成長を目指します。
- (ロ)指定投資信託証券は、新興国の公社債を主要投資対象とし、アクティブ運用を行うものとします。なお、継続的にモニタリングを行い必要な場合は入替えも行います。
- (ハ)指定投資信託証券の選定については、SMBC日興証券株式会社からの投資助言を受けます。
- (二)「キャッシュ・マネジメント・マザーファンド」受益証券を通じて、主として円貨建公社債 および短期金融商品等に投資します。
- (ホ)投資信託証券への投資比率は原則として高位を保ちます。
- (へ)実質組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。
- (ト)資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

信託約款変更が成立した場合、2022年11月8日以降、下記事項が追加されます。

運用にあたっては、運用委託契約に基づき運用の指図に関する権限の一部をピムコジャパンリミテッドに委託します。

日興FWS・Jリートアクティブ

- (イ) 主として指定投資信託証券への投資を通じて、信託財産の中長期的な成長を目指します。
- (ロ)指定投資信託証券は、日本の不動産投資信託証券 を主要投資対象とし、アクティブ運用を 行うものとします。なお、継続的にモニタリングを行い必要な場合は入替えも行います。 日本の取引所に上場(これに準じるものを含みます。)している不動産投資信託証券(一 般社団法人投資信託協会規則に定める不動産投資信託証券をいいます。)とします。
- (八)指定投資信託証券の選定については、SMBC日興証券株式会社からの投資助言を受けます。
- (二)「キャッシュ・マネジメント・マザーファンド」受益証券を通じて、主として円貨建公社債

および短期金融商品等に投資します。

- (ホ)投資信託証券への投資比率は原則として高位を保ちます。
- (へ)資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

日興 FWS・Gリートアクティブ(為替ヘッジあり)

- (イ) 主として指定投資信託証券への投資を通じて、信託財産の中長期的な成長を目指します。
- (ロ)指定投資信託証券は、世界の不動産投資信託証券 を主要投資対象とし、アクティブ運用を 行うものとします。なお、継続的にモニタリングを行い必要な場合は入替えも行います。 世界各国の取引所に上場(これに準じるものを含みます。)している不動産投資信託証券 (一般社団法人投資信託協会規則に定める不動産投資信託証券をいいます。)とします。
- (ハ)指定投資信託証券の選定については、SMBC日興証券株式会社からの投資助言を受けます。
- (二)「キャッシュ・マネジメント・マザーファンド」受益証券を通じて、主として円貨建公社債 および短期金融商品等に投資します。
- (ホ)投資信託証券への投資比率は原則として高位を保ちます。
- (へ)実質組入外貨建資産については、指定投資信託証券において、原則として対円での為替へッジを活用し、為替変動リスクの低減を図ります。一部の通貨建資産については為替へッジが困難等と判断された場合、他の通貨で代替した為替取引を行うことまたは為替へッジを行わないことがあります。なお、当ファンドにおいて直接対円での為替へッジを活用し、為替変動リスクの低減を図る場合もあります。
- (ト)資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

日興 FWS・Gリートアクティブ(為替ヘッジなし)

- (イ) 主として指定投資信託証券への投資を通じて、信託財産の中長期的な成長を目指します。
- (ロ)指定投資信託証券は、世界の不動産投資信託証券 を主要投資対象とし、アクティブ運用を 行うものとします。なお、継続的にモニタリングを行い必要な場合は入替えも行います。 世界各国の取引所に上場(これに準じるものを含みます。)している不動産投資信託証券 (一般社団法人投資信託協会規則に定める不動産投資信託証券をいいます。)とします。
- (ハ)指定投資信託証券の選定については、SMBC日興証券株式会社からの投資助言を受けます。
- (二)「キャッシュ・マネジメント・マザーファンド」受益証券を通じて、主として円貨建公社債 および短期金融商品等に投資します。
- (ホ)投資信託証券への投資比率は原則として高位を保ちます。
- (へ)実質組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。
- (ト)資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

日興FWS・ヘッジファンドマルチ戦略

- (イ)主として指定投資信託証券への投資を通じて、信託財産の中長期的な成長を目指します。
- (ロ)指定投資信託証券は、絶対収益の獲得を目指して複数の戦略を組み合わせた運用を行うもの とします。なお、継続的にモニタリングを行い必要な場合は入替えも行います。
- (ハ)指定投資信託証券の選定については、SMBC日興証券株式会社からの投資助言を受けます。
- (二)「キャッシュ・マネジメント・マザーファンド」受益証券を通じて、主として円貨建公社債 および短期金融商品等に投資します。
- (ホ)投資信託証券への投資比率は原則として高位を保ちます。
- (へ)実質組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。
- (ト)資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

日興FWS・ヘッジファンドアクティブ戦略

- (イ) 主として指定投資信託証券への投資を通じて、信託財産の中長期的な成長を目指します。
- (ロ)指定投資信託証券は、絶対収益の獲得を目指してアクティブ運用を行うものとします。な

- お、継続的にモニタリングを行い必要な場合は入替えも行います。
- (ハ)指定投資信託証券の選定については、SMBC日興証券株式会社からの投資助言を受けます。
- (二)「キャッシュ・マネジメント・マザーファンド」受益証券を通じて、主として円貨建公社債 および短期金融商品等に投資します。
- (ホ)投資信託証券への投資比率は原則として高位を保ちます。
- (へ)実質組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。
- (ト)資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

ファンドの特色



「日興ファンドラップ セレクト アクティブ・シリーズ」は、投資者と販売会社が 締結する投資一任契約に基づいて、資産管理を行う口座の資金を運用する ための専用ファンドです。

※「日興ファンドラップ セレクト アクティブ・シリーズ」のご購入のお申込みには、販売会社のラップ口座の開設が必要です。

「日興ファンドラップ セレクト アクティブ・シリーズ」は、複数ファンドで 構成されており、各ファンドは投資対象とする各投資信託証券(以下「指定 投資信託証券」ということがあります。)への投資を通じて、実質的に投資 対象とする資産に投資します。

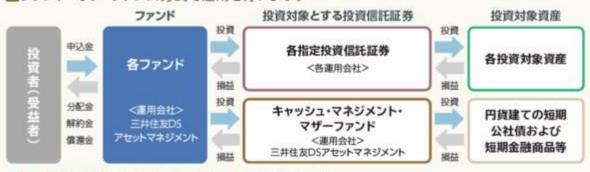
■ 指定投資信託証券の選定については、SMBC日興証券株式会社からの助言を受けます。なお、 指定投資信託証券は、継続的にモニタリングを行い必要な場合は入替えも行います。

※指定投資信託証券および投資対象とする資産については後掲の「ファンドのしくみ」をご参照ください。

※資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

ファンドのしくみ

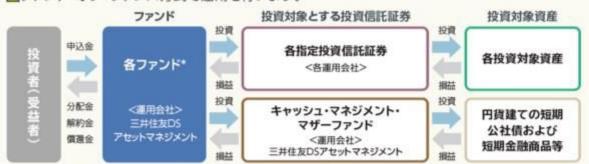
■ファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行います。



- ※各指定投資信託証券の組入比率を原則として高位に保ちます。
- ※上記における各ファンド、各指定投資信託証券、各運用会社および各投資対象資産等は次ページのとおりになります。

信託約款変更が成立した場合、以下の通りとなります。





- *2022年11月8日以降、新興国債アクティブヘッジ有および新興国債アクティブヘッジ無は、ピムコジャパンリミテッドに 運用指図に関する権限の一部を委託します。
- ※各指定投資信託証券の組入比率を原則として高位に保ちます。ただし、投資対象とする投資信託証券の入替えを 行う場合、入替えの過程において、指定投資信託証券の組入比率が一時的に低位またはゼロとなる場合があります。 この場合、投資対象資産の時価が上昇しても基準価額は上昇しませんので、ご留意ください。
- ※上記における各ファンド、各指定投資信託証券、各運用会社および各投資対象資産等は以下のとおりになります。

ファンド	指定投資信託証券	運用会社	投資対象資産	
日本株クオリティ	コムジェスト日本株式ファンド(適格機関投資家限定) コムジェスト・アセットマネジメント 株式会社		Diameter Pitt	
日本株市場型 アクティブ	ノムラFOFs用・日本株アクティブコア (High α Type) (適格機関投資家専用)	野村アセットマネジメント株式会社	日本の株式等	
先進国株 クオリティヘッジ有	MFSグローパル・クオリティ・グロース株ファンド (為替ヘッジあり)(適格機関投資家専用)	MFSインペストメント・マネジメント	日本を除く世界各国・	
先進国株 クオリティヘッジ無	MFSグローパル・クオリティ・グロース株ファンド (為替ヘッジなし) (適格機関投資家専用)	株式会社		
先進国株市場型 アクティブヘッジ有	ノムラFOFs用・先進国マルチテーマファンド (為替ヘッジあり) (適格機関投資家専用)	8744 The L 1994 ST Jan 1 44 45 A 51	地域の株式等	
先進国株市場型 アクティブヘッジ無	ノムラFOFs用・先進国マルチテーマファンド (為替ヘッジなし)(適格機関投資家専用)	野村アセットマネジメント株式会社		
新興国株 アクティブヘッジ有	Oneエマージング・ハイクオリティ株式ファンド (限定為替ヘッジ)(FOFs用)(適格機関投資家限定)	71. 17. 17. 17. 17. 17. 17. 17. 17. 17.	新興国の株式等	
新興国株 アクティブヘッジ無	Oneエマージング・ハイクオリティ株式ファンド (為替ヘッジなし) (FOFs用) (適格機関投資家限定)	アセットマネジメントOne株式会社		
日本債アクティブ	明治安田日本債券アクティブ・オープン(FOFs用) (適格機関投資家専用)	明治安田アセットマネジメント株式会社	日本の公社債等	
先進国債 アクティブヘッジ有	GIM先進国債券ファンドF(為替ヘッジあり) (適格機関投資家専用)	JPモルガン・アセット・マネジメント	日本を除く世界各国・地域の公社債等	
先進国債 アクティブヘッジ無	GIM先進国債券ファンドF(為替ヘッジなし) (適格機関投資家専用)	株式会社		
新興国債 アクティブヘッジ有	ソフォス ケイマン トラスト II - マラソン新興国債券 ファンド(為替ヘッジ・クラス)		新興国の公社債等	
新興国債 アクティブヘッジ無	ソフォス ケイマントラスト II - マラソン新興田債券 ファンド(為替オープン・クラス)	マラソン・アセット・マネジメント・エルピー		
リノートアクティブ	SMTAM・FOFs用J-REIT・リサーチ・オープン (適格機関投資家専用)	三井住友トラスト・アセットマネジメント 株式会社	日本のリート等	
Gリート アクティブヘッジ有	SMDAM/プリンシパルFOFs用外国リートF・ 為替ヘッジあり(適格機関投資家限定)	三井住友DSアセットマネジメント	世界各国・地域のリート等	
Gリート アクティブヘッジ無	大和住銀/プリンシパルFOFs用外国リートF (適格機関投資家限定)	株式会社		
ヘッジファンド マルチ戦器	SMDAM/FOFs用マルチ戦略ファンド (適格機関投資家限定)	三井住友DSアセットマネジメント 株式会社	仕組み賃(派生商品等	
ヘッジファンド アクティブ戦略	カレンシー・アルファ・エンハンスド・ファンド (FOFs用) (適格機関投資家専用)	フランクリン・テンプルトン・ジャパン 株式会社	為替予約取引等	

[※]各指定投資信託証券によっては、各投資対象資産への投資はマザーファンドを通じて行う場合があります。また、 各指定投資信託証券、マザーファンドの運用を再委託している場合があります。

信託約款変更が成立した場合、新興国債アクティブヘッジ有および新興国債アクティブヘッジ 無は、以下の通りとなります。

ファンド	指定投資信託証券	運用会社	投資対象資産	
	(略)			
	2022年11月7日まで			
新興国債	ソフォス ケイマン トラスト II - マラソン新興協債券 ファンド(為替ヘッジ・クラス)	マラソン・アセット・マネジメント・エルピー	新興国の公社債等	
アクティブヘッジ有	2022年11月8日以降			
	ピムコ パミューダ トラスト II - ピムコ エマージング ポンド(エン・ヘッジド)インカム ファンド	パシフィック・インベストメント・マネジメント・ カンパニー・エルエルシー(PIMCO)	新興国の公社債等	
	2022年11月7日まで			
新興回債	ソフォス ケイマン トラスト II - マラソン新興国債券 ファンド(為替オープン・クラス)	マラソン・アセット・マネジメント・エルピー	新興国の公社債等	
アクティブヘッジ無	2022年11月8日以降			
	ピムコ バミューダ トラスト II - ピムコ エマージング ポンド インカム ファンド	パシフィック・インベストメント・マネジメント・ カンパニー・エルエルシー(PIMCO)	新興国の公社債等	
	(略)			

各ファンドの運用の基本方針等

□指定投資信託証券の選定については、SMBC日興証券株式会社からの助言を受けます。なお、 指定投資信託証券は、継続的にモニタリングを行い必要な場合は入替えも行います。

▶国内株式

日本株クオリティ

指定投資信託証券への投資を通じて、主として日本の株式に投資し、クオリティを重視したアクティブ運用を 行います。

日本株市増型アクティブ

指定投資信託証券への投資を通じて、主として日本の株式に投資し、市場環境に応じたアクティブ運用を行います。

先進国株式

先進国株クオリティヘッジ有・・・為替ヘッジあり

- 指定投資信託証券への投資を通じて、主として日本を除く先進国の株式に投資し、クオリティを重視したアクティブ運用を行います。
 - ※日本および新興国の株式に投資する場合があります。
- 実質組入外貨建資産については、指定投資信託証券において、原則として対円での為替ヘッジを行い、為替 変動リスクの低減を図ります。
 - ※一部の通貨建資産については為替ヘッジが困難等と判断された場合、他の通貨で代替した為替取引を行う ことまたは為替ヘッジを行わないことがあります。なお、当ファンドにおいて直接対円での為替ヘッジを 行い、為替変動リスクの低減を図る場合もあります。

先進国株 クオリティヘッジ 無・・・ 為替ヘッジなし

- 指定投資信託証券への投資を通じて、主として日本を除く先進国の株式に投資し、クオリティを重視したアクティブ運用を行います。
 - ※日本および新興国の株式に投資する場合があります。
- 実質組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。※基準価額は為替変動の影響を受けます。

先進国株市場型アクティブヘッジ有・・・当時ヘッジあり

- 指定投資信託証券への投資を通じて、主として日本を除く先進国の株式に投資し、市場環境に応じたアクティブ運用を行います。
 - ※日本および新興国の株式に投資する場合があります。
- 実質組入外貨建資産については、指定投資信託証券において、原則として対円での為替ヘッジを行い、為替 変動リスクの低減を図ります。
 - ※一部の通貨建資産については為替ヘッジが困難等と判断された場合、他の通貨で代替した為替取引を行うことまたは為替ヘッジを行わないことがあります。なお、当ファンドにおいて直接対円での為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減を図る場合もあります。

先進国株市場型アクティブヘッジ無・・・為替ヘッジなし

- 指定投資信託証券への投資を通じて、主として日本を除く先進国の株式に投資し、市場環境に応じたアクティブ運用を行います。
 - 楽日本および新興国の株式に投資する場合があります。
- 実質組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。※基準価額は為替変動の影響を受けます。

新興国株式

新興国株アクティブヘッジ有・・・を替ヘッジあり

- 指定投資信託証券への投資を通じて、主として新興国の株式に投資し、アクティブ運用を行います。
- 実質組入外資建資産については、指定投資信託証券において、原則として米ドル売り円買いの為替取引を行い、 為替変動リスクの低減を図ります。そのため、米ドル建て以外の通貨建資産については、米ドルに対する当該通貨の 為替変動の影響を受けます。なお、当ファンドにおいて直接対円での為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減を 図る場合もあります。

新興国株アクティブヘッジ無・・・為替ヘッジなし

- 指定投資信託証券への投資を通じて、主として新興国の株式に投資し、アクティブ運用を行います。
- 実質組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。※基準価額は為替変動の影響を受けます。

▶国内債券

日本債アクティブ

指定投資信託証券への投資を通じて、主として日本の公社債に投資し、アクティブ運用を行います。

先進国債券

先進国債アクティブヘッジ有・・・為替ヘッジあり

- 指定投資信託証券への投資を通じて、主として日本を除く先進国の公社債に投資し、アクティブ運用を行います。
- 実質組入外貨建資産については、指定投資信託証券において、原則として対円での為替ヘッジを行い、為替変動 リスクの低減を図ります。
 - ※一部の通貨建資産については為替ヘッジが困難等と判断された場合、他の通貨で代替した為替取引を行う ことまたは為替ヘッジを行わないことがあります。また、為替運用を行う場合があります。なお、当ファンドに おいて直接対円での為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減を図る場合もあります。

先進国債アクティブヘッジ無・・・為替ヘッジなし

- 指定投資信託証券への投資を通じて、主として日本を除く先進国の公社債に投資し、アクティブ運用を行います。
- 実質組入外資建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。
 場指定投資信託証券において、為替連用を行う場合があります。
 ※基準価額は為替変動の影響を受けます。

新興国債券

新興国債アクティブヘッジ有・・・為替ヘッジあり

- 指定投資信託証券への投資を通じて、主として新興国の公社債に投資し、アクティブ運用を行います。
- 実質組入外貨建資産については、指定投資信託証券において、原則として対円での為替へッジを行い、為替変動 リスクの低減を図ります。
 - ※一部の通貨建資産については為替ヘッジが困難等と判断された場合、他の通貨で代替した為替取引を行う ことまたは為替ヘッジを行わないことがあります。なお、当ファンドにおいて直接対円での為替ヘッジを行い、 為替変動リスクの低減を図る場合もあります。

新興国債アクティブヘッジ無・・・為替ヘッジなし

- 指定投資信託証券への投資を通じて、主として新興国の公社債に投資し、アクティブ連用を行います。
- 実質組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。※基準価額は為替変動の影響を受けます。

信託約款変更が成立した場合、新興国債アクティブヘッジ有および新興国債アクティブヘッジ 無は、以下の通りとなります。

新興国債アクティブヘッジ有・・・為替ヘッジあり

- 指定投資信託証券への投資を通じて、主として新興国の公社債に投資し、アクティブ運用を行います。
- 実質組入外貨建資産については、指定投資信託証券において、原則として対円での為替へッジを行い、為替変動 リスクの低減を図ります。
 - ※一部の通貨建資産については為替ヘッジが困難等と判断された場合、他の通貨で代替した為替取引を行うことまたは為替ヘッジを行わないことがあります。なお、当ファンドにおいて直接対円での為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減を図る場合もあります。

2022年11月8日以降、運用の基本方針に下記事項が追加されます。

●ピムコジャパンリミテッドに運用指図に関する権限の一部を委託します。

新興国債アクティブヘッジ無・・・為替ヘッジなし

- 指定投資信託証券への投資を通じて、主として新興国の公社債に投資し、アクティブ運用を行います。
- 実質組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。※基準価額は為替変動の影響を受けます。

2022年11月8日以降、運用の基本方針に下記事項が追加されます。

●ピムコジャパンリミテッドに運用指図に関する権限の一部を委託します。

▶国内リート

Jリートアクティブ

指定投資信託証券への投資を通じて、主として日本の取引所に上場している不動産投資信託証券(リート)に 投資し、アクティブ運用を行います。

当ファンドは特化型運用を行います。

当ファンドの実質的な主要投資対象である日本の取引所に上場している不動産投資信託(リート)には、一般社団法人投資信託協会規則に定めるファンドの純資産総額に対する比率(10%)を超える支配的な銘柄が存在することとなる可能性があります。当該支配的な銘柄に経営破たんや経営・財務状況の悪化などが生じた場合には、大きな損失が発生し、ファンドの基準価額が下落することがあります。

外国リート

Gリートアクティブヘッジ有・・・為替ヘッジあり

- 指定投資信託証券への投資を通じて、主として世界各国の取引所に上場している不動産投資信託証券(リート)に 投資し、アクティブ運用を行います。
- 実質組入外貨建資産については、指定投資信託証券において、原則として対円での為替ヘッジを行い、為替変動 リスクの低減を図ります。
 - ※一部の通貨建資産については為替ヘッジが困難等と判断された場合、他の通貨で代替した為替取引を行うことまたは為替ヘッジを行わないことがあります。なお、当ファンドにおいて直接対円での為替ヘッジを行い、 為替変動リスクの低減を図る場合もあります。

Gリートアクティブヘッジ無・・・為替ヘッジなし

- 指定投資信託証券への投資を通じて、主として世界各国の取引所に上場している不動産投資信託証券(リート)に 投資し、アクティブ運用を行います。
- 実質組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。※基準価額は為替変動の影響を受けます。

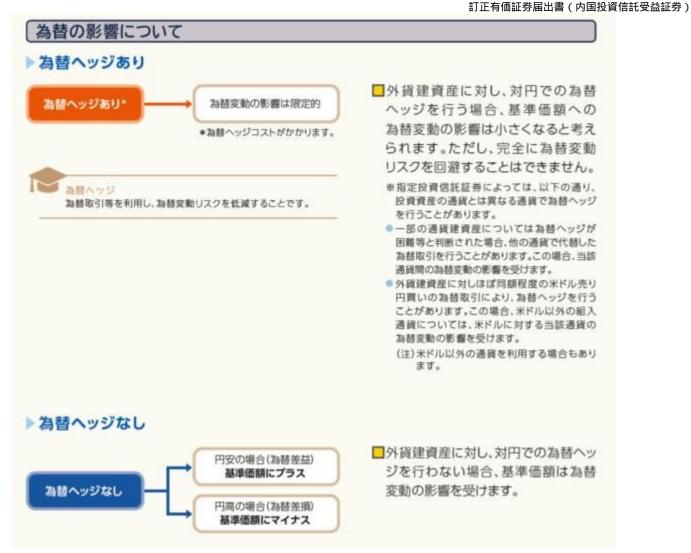
▶その他資産

ヘッジファンドマルチ戦略・・・為替ヘッジなし

- 指定投資信託証券への投資を通じて、絶対収益*の獲得を目指して複数の戦略を組み合わせた運用を行います。
- ●実質組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。※基準価額は為替変動の影響を受けます。

ヘッジファンドアクティブ戦略・・・為替ヘッジなし

- ●指定投資信託証券への投資を通じて、絶対収益*の獲得を目指してアクティブ運用を行います。
- 実質組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。※基準価額は為替変動の影響を受けます。
- *「絶対収益」とは、特定の市場等の変動に左右されない投資元本に対する収益のことをいいます。また、「絶対に収益を得られる」ということではありません。



(2)【投資対象】

<更新後>

イ 投資対象とする資産の種類

当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- (イ)次に掲げる特定資産(投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項の「特定資産」をいい ます。以下同じ。)
 - 1.有価証券
 - 2.約束手形(金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。)
 - 3. 金銭債権
- (口)特定資産以外の資産で、以下に掲げる資産
 - 1. 為替手形
- ロ 投資対象とする有価証券
 - 日興FWS・日本株クオリティ
 - 日興FWS・日本株市場型アクティブ
 - 日興FWS・日本債アクティブ
 - 日興FWS・Jリートアクティブ

委託会社は、信託金を、主として、別に定める投資信託証券および「キャッシュ・マネジメント・マザーファンド」の受益証券または次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

- 1.コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
- 2.外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券または証書の性質を有するもの
- 3.国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。)

なお、第3号の証券にかかる運用の指図は買い現先取引(売戻条件付の買入れ)および債券貸借取引(現金担保付債券借入れ)に限り行うことができるものとします。

- 日興FWS・先進国株クオリティ(為替ヘッジあり)
- 日興 FWS・先進国株クオリティ(為替ヘッジなし)
- 日興FWS・先進国株市場型アクティブ(為替ヘッジあり)
- 日興 FWS・先進国株市場型アクティブ(為替ヘッジなし)
- 日興 FWS・新興国株アクティブ(為替ヘッジあり)
- 日興FWS・新興国株アクティブ(為替ヘッジなし)
- 日興 FWS・先進国債アクティブ(為替ヘッジあり)
- 日興 FWS・先進国債アクティブ(為替ヘッジなし)
- 日興FWS・新興国債アクティブ(為替ヘッジあり)
- 日興FWS・新興国債アクティブ(為替ヘッジなし)
- 日興FWS・Gリートアクティブ(為替ヘッジあり)
- 日興 FWS・Gリートアクティブ(為替ヘッジなし)
- 日興FWS・ヘッジファンドマルチ戦略
- 日興FWS・ヘッジファンドアクティブ戦略

委託会社は、信託金を、主として、別に定める投資信託証券および「キャッシュ・マネジメント・マザーファンド」の受益証券または次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

- 1.コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
- 2.外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券または証書の性質を有するもの
- 3 . 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 4. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。)

なお、第4号の証券にかかる運用の指図は買い現先取引(売戻条件付の買入れ)および債券貸借取引(現金担保付債券借入れ)に限り行うことができるものとします。

信託約款変更が成立した場合、2022年11月8日以降、日興FWS・新興国債アクティブ(為替ヘッジあり)および日興FWS・新興国債アクティブ(為替ヘッジなし)は、以下の通りとなります。

日興FWS・新興国債アクティブ(為替ヘッジあり)

日興FWS・新興国債アクティブ(為替ヘッジなし)

委託会社(信託約款に規定する委託会社から運用指図権限の委託を受けた者を含みます。)は、信託金を、主として、別に定める投資信託証券および「キャッシュ・マネジメント・マザーファンド」の受益証券または次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

- 1.コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
- 2.外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券または証書の性質を有するもの
- 3. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 4. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。)

なお、第4号の証券にかかる運用の指図は買い現先取引(売戻条件付の買入れ)および債券貸借

取引(現金担保付債券借入れ)に限り行うことができるものとします。

ハ 投資対象とする金融商品

委託会社は、信託金を、上記口に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

- 1.預金
- 2.指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
- 3. コール・ローン
- 4. 手形割引市場において売買される手形

各ファンドの主要投資対象となる投資信託の詳細に関しましては、後述の〔参考情報:投資対象と する投資信託の概要〕をご覧ください。

(3)【運用体制】

<更新後>

イ ファンドの運用体制



リスク管理部門の人員数は、約50名です。

期的に判断します。

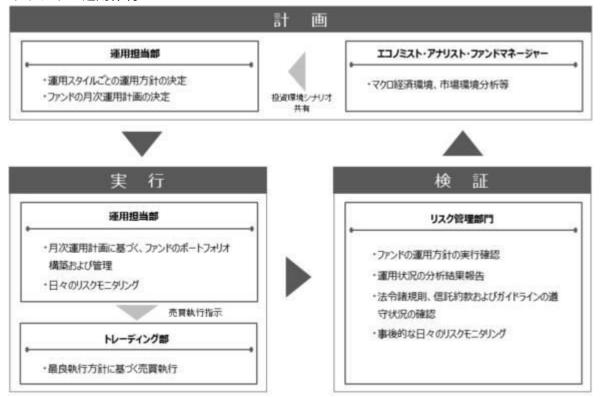
ファンドの運用体制は、委託会社の組織変更等により、変更されることがあります。 他の運用会社が設定・運用を行うファンド(外部ファンド)の組入れは、運用実績の優位 性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上、選定しています。ま た、定性・定量面における評価を継続的に実施するとともに、投資対象としての適格性を定

ロ 委託会社によるファンドの関係法人(販売会社を除く)に対する管理体制 ファンドの受託会社に対しては、信託財産の日常の管理業務(保管・管理・計算等)を通じて、

信託事務の正確性・迅速性の確認を行い、問題がある場合は適宜改善を求めています。

信託約款変更が成立した場合、2022年11月8日以降、以下の通りとなります。

ファンドの運用体制



リスク管理部門の人員数は、約50名です。

日興FWS・新興国債アクティブ(為替ヘッジあり)および日興FWS・新興国債アクティブ (為替ヘッジなし)の運用の主要部分は、委託会社から運用の指図に関する権限の一部の委 託を受けたピムコジャパンリミテッドが、投資一任契約(運用委託契約)およびそれに付随 するガイドラインに従って行います(運用状況のモニタリング、運用状況の報告など。ま た、日興FWS・新興国債アクティブ(為替ヘッジあり)および日興FWS・新興国債アク ティブ(為替ヘッジなし)が投資する他の投資信託の運用は、パシフィック・インベストメ ント・マネジメント・カンパニー・エルエルシーが行います。)。

日興FWS・新興国債アクティブ(為替ヘッジあり)および日興FWS・新興国債アクティブ (為替ヘッジなし)について、委託会社においては、追加設定・一部解約に伴う資金の流出入 の管理、運用委託先への委託資産の増減の指示、余裕資金の運用等および運用委託先の運用状 況(ガイドライン等の遵守状況、運用パフォーマンスなど)のモニタリング等を行います。

他の運用会社が設定・運用を行うファンド(外部ファンド)の組入れは、運用実績の優位 性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上、選定しています。ま た、定性・定量面における評価を継続的に実施するとともに、投資対象としての適格性を定 期的に判断します。

ファンドの運用体制は、委託会社の組織変更等により、変更されることがあります。

ロ 委託会社によるファンドの関係法人(販売会社を除く)に対する管理体制 ファンドの受託会社に対しては、信託財産の日常の管理業務(保管・管理・計算等)を通じて、 信託事務の正確性・迅速性の確認を行い、問題がある場合は適宜改善を求めています。 運用委託先は、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の 上、選定しています。また、定性・定量面における評価を継続的に実施するとともに、運用委託 契約の継続可否を定期的に判断します。

[参考情報]パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシーの運用体制

1. 運用体制

主にマクロ経済分析に基づくトップ・ダウン戦略を担当するインベストメント・コミッティーと、ハイイールド債、投資適格社債、エマージング債、モーゲージ債などの専門分野を担当し、主に個別銘柄選択などのボトム・アップ戦略を担当するスペシャリストから構成されています。

2. 運用哲学

運用においては、デュレーション戦略、イールドカーブ戦略、通貨戦略といったトップ・ダウン戦略と、セクター戦略、銘柄選択等のボトム・アップ戦略を融合させより安定した超過収益の獲得を目指します。

(1)コア・アプローチ

ポートフォリオのトータル・リスクをベンチマーク並みにコントロールしつつ、安定した 超過収益の獲得を目指します。

(2)ファンダメンタルズの重視

経済分析をベースとした長期的な価値を追求し、短期のタイミングに依存した運用の回避 を目指します。

(3)複数の源泉から付加価値を獲得

「リスク・バジェット」を慎重に管理しつつ、グローバルに付加価値の獲得を目指します。

(4)最先端の定量分析ツール

最先端の定量分析ツールでリスクの測定とモニタリングを行います。

3. 運用プロセス

- ・年に1回の長期経済予測会議を開催し、経済および政治の長期的な影響の分析をもとにポートフォリオ全体としてのリスクの方向性を決定します。また、毎年3回(3月、9月、12月)短期経済予測会議を開催し、主要経済圏の経済成長率、インフレ率、短期的に市場に影響を及ぼすトレンド等を予測します。
- ・ポートフォリオ戦略会議を開催し、経済予測会議で形成されたトップ・ダウンの展望と債券 市場の各セクターのスペシャリストによるボトム・アップ情報の両方を活用しつつ、国別配 分、デュレーション、リスク特性といった投資戦略を策定します。
- ・各運用チームは、投資戦略に基づきモデルポートフォリオを作成し、インベストメント・コミッティーに提示します。そこでは、戦略の一貫性、リスク管理等が議論され、モデルポートフォリオが最終決定されます。個別銘柄選択に関しては、各セクター・スペシャリストによるボトム・アップ戦略とクレジット・アナリストによるリサーチを活用し、割高/割安の分析結果や流動性等を勘案して決定します。
- ・完成したモデル・ポートフォリオを基に、ポートフォリオ・マネージャーが顧客毎のガイド ラインに準拠した個別ポートフォリオを構築します。

(5)【投資制限】

<更新後>

ファンドの信託約款に基づく主要な投資制限

日興FWS・日本株クオリティ

日興FWS・日本株市場型アクティブ

日興FWS・日本債アクティブ

- イ 投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。
- ロ 投資信託証券とコマーシャル・ペーパーおよび短期社債等以外の有価証券への投資は、買い現先 取引または債券貸借取引に限ります。
- ハ 外貨建資産への直接投資は行いません。

- 二 同一銘柄の投資信託証券への投資割合には、原則として制限を設けません。ただし、当該投資信託証券が一般社団法人投資信託協会規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、当該投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ホ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
 - 日興FWS・先進国株クオリティ(為替ヘッジあり)
 - 日興FWS・先進国株クオリティ(為替ヘッジなし)
 - 日興FWS・先進国株市場型アクティブ(為替ヘッジあり)
 - 日興FWS・先進国株市場型アクティブ(為替ヘッジなし)
 - 日興 FWS・新興国株アクティブ(為替ヘッジあり)
 - 日興 FWS・新興国株アクティブ (為替ヘッジなし)
 - 日興 FWS・先進国債アクティブ(為替ヘッジあり)
 - 日興 F W S ・先進国債アクティブ (為替ヘッジなし)
 - 日興FWS・新興国債アクティブ(為替ヘッジあり)
 - 日興 F W S・新興国債アクティブ(為替ヘッジなし)
 - 日興FWS・ヘッジファンドマルチ戦略
 - 日興FWS・ヘッジファンドアクティブ戦略
- イ 投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。
- ロ 投資信託証券とコマーシャル・ペーパーおよび短期社債等以外の有価証券への投資は、買い現先 取引または債券貸借取引に限ります。
- ハ 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。
- 二 同一銘柄の投資信託証券への投資割合には、原則として制限を設けません。ただし、当該投資信託証券が一般社団法人投資信託協会規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、当該投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ホ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

日興FWS・Jリートアクティブ

- イ 投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。
- ロ 投資信託証券とコマーシャル・ペーパーおよび短期社債等以外の有価証券への投資は、買い現先 取引または債券貸借取引に限ります。
- ハ 外貨建資産への直接投資は行いません。
- 二 同一銘柄の投資信託証券(不動産投資信託証券を除きます。)への投資割合には、原則として制限を設けません。ただし、当該投資信託証券が一般社団法人投資信託協会規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、当該投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ホ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対するエクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として35%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
 - 日興 FWS・Gリートアクティブ(為替ヘッジあり)
 - 日興 FWS・Gリートアクティブ(為替ヘッジなし)
- イ 投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。
- ロ 投資信託証券とコマーシャル・ペーパーおよび短期社債等以外の有価証券への投資は、買い現先 取引または債券貸借取引に限ります。
- ハ 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。
- 二 同一銘柄の投資信託証券(不動産投資信託証券を除きます。)への投資割合には、原則として制

限を設けません。ただし、当該投資信託証券が一般社団法人投資信託協会規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、当該投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

ホ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

ファンドの信託約款に基づくその他の投資制限

- 日興FWS・日本株クオリティ
- 日興FWS・日本株市場型アクティブ
- 日興FWS・日本債アクティブ
- 日興FWS・Jリートアクティブ
- イ 公社債の借入れの指図
- (イ)委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図をするものとします。
- (ロ)上記(イ)の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えな い範囲で行うものとします。
- (八)信託財産の一部解約等の事由により、上記(ロ)の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借り入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- (二)上記(イ)の借入れにかかる品借料は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
- ロ 資金の借入れ
- (イ)委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支 払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みま す。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資 金の借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当 該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- (ロ)一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、有価証券等の売却代金、解約代金または償還金の入金日までに限るものとし、資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。
 - 1 . 一部解約金の支払資金の手当てのために行った有価証券等の売却等による受取りの確定している資金の額の範囲内
 - 2. 一部解約金支払日の前営業日において確定した当該支払日における支払資金の不足額の範 囲内
 - 3.借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%以内
- (八)収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営 業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- (二)借入金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
 - 日興FWS・先進国株クオリティ(為替ヘッジあり)
 - 日興FWS・先進国株クオリティ(為替ヘッジなし)
 - 日興FWS・先進国株市場型アクティブ(為替ヘッジあり)
 - 日興FWS・先進国株市場型アクティブ(為替ヘッジなし)
 - 日興FWS・新興国株アクティブ(為替ヘッジあり)
 - 日興 FWS・新興国株アクティブ (為替ヘッジなし)
 - 日興 FWS・先進国債アクティブ(為替ヘッジあり)
 - 日興FWS・先進国債アクティブ(為替ヘッジなし)
 - 日興FWS・新興国債アクティブ(為替ヘッジあり)
 - 日興 FWS・新興国債アクティブ(為替ヘッジなし)

三井住友 D S アセットマネジメント株式会社(E08957) 訂正有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

- 日興 FWS・Gリートアクティブ(為替ヘッジあり)
- 日興 FWS・Gリートアクティブ(為替ヘッジなし)
- 日興FWS・ヘッジファンドマルチ戦略
- 日興FWS・ヘッジファンドアクティブ戦略

イ 公社債の借入れの指図

- (イ)委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図をするものとします。
- (ロ)上記(イ)の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えな い範囲で行うものとします。
- (八)信託財産の一部解約等の事由により、上記(ロ)の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借り入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- (二)上記(イ)の借入れにかかる品借料は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
- ロ 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、日本の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

八 外国為替予約取引の指図

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国 為替の売買の予約を指図することができます。

- 二 資金の借入れ
- (イ)委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支 払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みま す。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資 金の借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当 該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- (ロ)一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、有価証券等の売却代金、解約代金または償還金の入金日までに限るものとし、資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。
 - 1 . 一部解約金の支払資金の手当てのために行った有価証券等の売却等による受取りの確定している資金の額の範囲内
 - 2. 一部解約金支払日の前営業日において確定した当該支払日における支払資金の不足額の範 囲内
 - 3.借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%以内
- (ハ)収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営 業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- (二)借入金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

法令に基づく投資制限

- イ 同一法人の発行する株式への投資制限(投資信託及び投資法人に関する法律第9条)委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信
 - 託につき、信託財産として有する当該株式にかかる議決権の総数(株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含みます。)が、当該株式にかかる議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、信託財産をもって当該株式を取得することを受託会社に指図することが禁じられています。
- ロ デリバティブ取引にかかる投資制限(金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号)

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にか

かる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引(新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含みます。)を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

ハ 信用リスク集中回避のための投資制限(金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8 号の2)

委託会社は、運用財産に関し、信用リスク(保有する有価証券その他の資産について取引の相手方の債務不履行その他の理由により発生し得る危険をいいます。)を適正に管理する方法としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法に反することとなる取引を行うことを受託会社に指図しないものとします。

〔参考情報:投資対象とする投資信託の概要〕

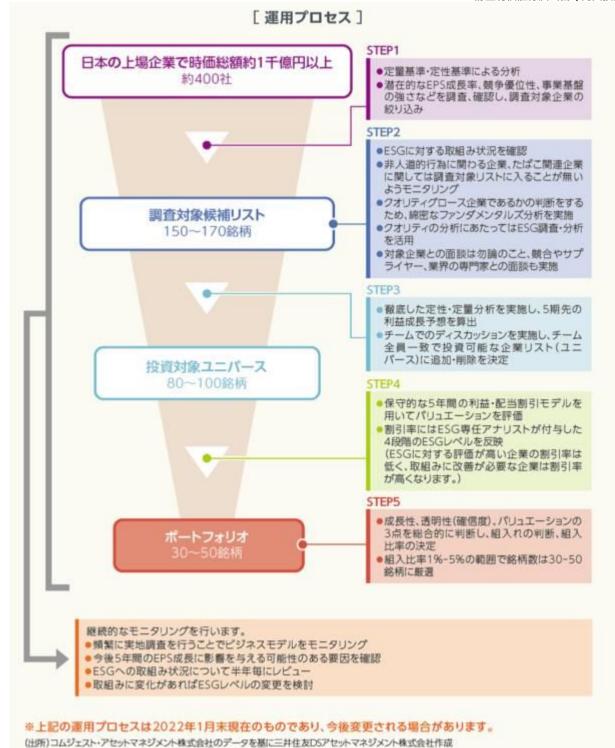
各指定投資信託証券は、各委託会社の都合等により、ファンドの名称や記載内容等が変更になることがあります。なお、各指定投資信託証券は、追加される場合または入替・繰上償還等により除外される場合があります。

▶日本株クオリティ

指定投資信託証券	コムジェスト日本株式ファンド(適格機関投資家限定)	
形態	国内籍投資信託	
運用の基本方針	コムジェスト日本株式マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。) 受益証券への 投資を通じて日本株式に投資し、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。マザーファンド受益証券の運用権限をコムジェスト・エス・エー社へ委託します。	
信託報酬等	純資産総額に対して 25億円以下の部分 年0.8558%(税抜き0.778%) 25億円超の部分 年0.7458%(税抜き0.678%) ※上記のほか、その他の費用がかかります。	
信託財産留保額	ありません。	
委 託 会 社	コムジェスト・アセットマネジメント株式会社	
投資顧問会社	コムジェスト・エス・エー社	
購入の可否	日本において一般投資者は購入できません。	

[コムジェスト・グループの概要]

- □コムジェスト・グループは1985年にパリに設立された独立系の資産運用会社です。
- □コムジェスト・グループの運用における最大の特徴は、"質の高い成長企業"に長期的な投資をすることです。
- ■現在、パリ、ダブリン、香港、東京、シンガポールなどに拠点を有し、世界中の長期投資家にサービスを 提供しています。なお、コムジェスト・アセットマネジメント株式会社およびコムジェスト・エス・エー社は、 コムジェスト・グループ傘下の運用会社になります。



36/101

▶日本株市場型アクティブ

ノムラFOFs用・日本株アクティプコア(High α Type) (適格機関投資家専用)
国内籍投資信託
日本株式アクティブコア (High α Type) マザーファンド受益証券への投資を通じて、実質的に日本の株式を主要投資対象とし、信託財産の成長を目標に積極的な運用を行うことを基本とします。
純資産総額に対して年0.594%(税抜き0.54%) ※上記のほか、その他の費用がかかります。
一部解約時に0.30%
野村アセットマネジメント株式会社
日本において一般投資者は購入できません。

[野村アセットマネジメント株式会社の概要]

- ■野村アセットマネジメント株式会社は、野村ホールディングス株式会社を持株会社とする野村グループの資産運用会社です。
- ■1997年10月に野村證券投資信託委託株式会社(1959年設立)と野村投資顧問株式会社(1981年設立)が合併して発足した、日本を代表する資産運用会社です。
- □早くから運用と顧客基盤のグローバル化に取り組み、アメリカ、ヨーロッパ、アジア等、海外への 積極的な展開を図っています。

日本の株式 ・個別企業の調査・分析*を中心としたポトムアップアプローチに基づき、相対的に今後の株価上昇が期待できる銘柄を選定 ・ESGへの取り組みへの評価を含みます。 ・ポートフォリオの構築にあたっては、マクロ経済分析を中心としたトップダウンアプローチにも配慮 ・ポートフォリオ ・ポートフォリオについては適宜見直し

※上記の運用プロセスは2022年1月末現在のものであり、今後変更される場合があります。

(出所)野村アセットマネジメント株式会社のデータを基に三井住友DSアセットマネジメント株式会社作成

▶先進国株クオリティヘッジ有

▶先進国株クオリティヘッジ無

指定投資信託証券	MFSグローバル・クオリティ・グロース株ファンド(為替ヘッジあり)(適格機関投資家専用) MFSグローバル・クオリティ・グロース株ファンド(為替ヘッジなし)(適格機関投資家専用)
形態	国内籍投資信託
運用の基本方針	 (共通) ●MFSグローバル・クオリティ・グロース株マザーファンド(以下[マザーファンド]といいます。) 受益証券への投資を通じて、日本および新興国を含む世界の株式を主要投資対象とし、信託財産の長期的な成長を目指して運用を行います。 ●マザーファンド受益証券では、徹底したポトムアップ・アプローチをもとに、高い利益成長を持続的に遂げることで企業価値を高めていくと見込まれる銘柄に厳選投資します。 ●マサチューセッツ・ファイナンシャル・サービセズ・カンパニーにマザーファンド受益証券の運用の指図(国内の短期金融資産の運用の指図にかかる権限を除きます。)に関する権限を委託します。 (為替ヘッジあり) ●実質組入外貨建資産については、原則として、対円での為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減を目指します。なお、一部の通貨については、他の通貨を用いて対円での為替ヘッジを行う場合があります。 ●マサチューセッツ・ファイナンシャル・サービセズ・カンパニーに実質組入外貨建資産の為替ヘッジ取引の指図に関する権限を委託します。 (為替ヘッジ取引の指図に関する権限を委託します。 (為替ヘッジなし) ●実質組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。
信託報酬等	純資産総額に対して年0.517%(税抜き0.47%) ※上記のほか、その他の費用がかかります。
信託財産留保額	ありません。
委 託 会 社	MFSインベストメント・マネジメント株式会社
投資顧問会社	マサチューセッツ・ファイナンシャル・サービセズ・カンパニー
購入の可否	日本において一般投資者は購入できません。

[マサチューセッツ・ファイナンシャル・サービセズ・カンパニー(以下「MFS」)の概要]

- □投資対象とする投資信託の実質的な運用会社であるMFSは、1924年に米国最初の投資信託を 設定した、長い歴史を持つ運用会社です。
- □世界70ヵ国以上の投資家からの資金を運用しています。
- ■MFSインベストメント・マネジメント株式会社は、MFSの日本法人で、主に年金等の資産を運用しています。



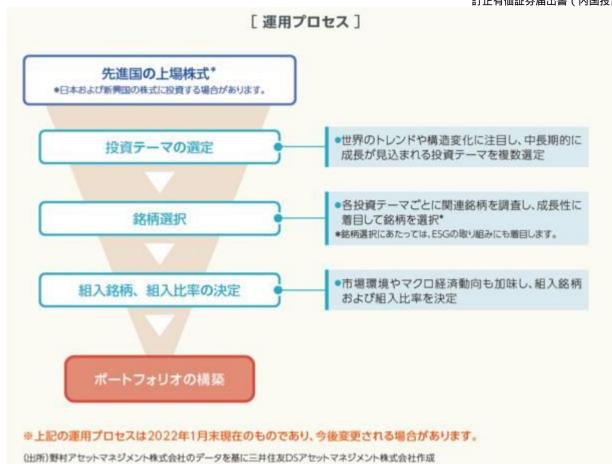
▶先進国株市場型アクティブヘッジ有

▶先進国株市場型アクティブヘッジ無

指定投資信託証券	ノムラFOFs用・先進国マルチテーマファンド(為替ヘッジあり)(適格機関投資家専用) ノムラFOFs用・先進国マルチテーマファンド(為替ヘッジなし)(適格機関投資家専用)
形態	国内籍投資信託
運用の基本方針	先進国マルチテーマ マザーファンド受益証券への投資を通じて、実質的に先進国の株式 (DR(預託証書)を含みます。)を主要投資対象とし、信託財産の成長を目標に積極的な運用を行うことを基本とします。 ※日本および新興国の株式に投資する場合があります。
	(為替ヘッジあり) ●実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジ(先進国通貨等による代替ヘッジを含みます。)により為替変動リスクの低減を図ることを基本とします。ただし、代替ヘッジによっても為替変動リスクの低減の効果が小さいあるいは得られないと判断した通貨については、為替ヘッジを行わない場合があります。 (為替ヘッジなし)
	●実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
信託報酬等	純資産総額に対して年0.66%(税抜き0.60%) ※上記のほか、その他の費用がかかります。
信託財産留保額	一部解約時に0.30%
委 託 会 社	野村アセットマネジメント株式会社
購入の可否	日本において一般投資者は購入できません。

[野村アセットマネジメント株式会社の概要]

- ■野村アセットマネジメント株式会社は、野村ホールディングス株式会社を持株会社とする野村グループの資産運用会社です。
- ■1997年10月に野村證券投資信託委託株式会社(1959年設立)と野村投資顧問株式会社(1981年設立)が合併して発足した、日本を代表する資産運用会社です。
- □早くから運用と顧客基盤のグローバル化に取り組み、アメリカ、ヨーロッパ、アジア等、海外への 積極的な展開を図っています。



▶新興国株アクティブヘッジ有

▶新興国株アクティブヘッジ無

指定投資信託証券	Oneエマージング・ハイクオリティ株式ファンド(限定為替ヘッジ) (FOFs用) (適格機関投資家限定) Oneエマージング・ハイクオリティ株式ファンド(為替ヘッジなし) (FOFs用) (適格機関投資家限定)
形態	国内籍投資信託
運用の基本方針	 (共通) ●エマージング・ハイクオリティ株式マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)受益 証券への投資を通じて、新興国の企業(新興国以外で法人登録されている企業を含みます。)の株式に実質的に投資し、信託財産の成長を図ることを目的として運用を行います。 ●オールスプリング・グローバル・インベストメンツ・エルエルシーにマザーファンド受益 証券の運用の指図に関する権限の一部(株式等の運用の指図に関する権限)を委託します。(限定為替へッジ) 原則として米ドル売り/円買いの為替取引を行い、為替変動リスクの一部低減を目指します。(為替へッジなし) 原則として為替へッジは行いません。
信託報酬等	純資産総額に対して年0.935%(税抜き0.85%) ※上記のほか、その他の費用がかかります。
信託財産留保額	一部解約時に0.30%
委 託 会 社	アセットマネジメントOne株式会社
投資顧問会社	オールスプリング・グローバル・インベストメンツ・エルエルシー
購入の可否	日本において一般投資者は購入できません。

[アセットマネジメントOne株式会社の概要]

- ■アセットマネジメントOne株式会社は、2016年10月に発足した資産運用会社で、「投資顧問事業」と 「投資信託事業」の双方の事業領域を持ち、預かり残高はアジア有数の規模を誇ります。
- ■世界有数の機関投資家のニーズに応える質の高い運用サービスを個人投資家にも提供しており、 グローバル調査体制に支えられたアクティブ運用、経験豊富なチームを要するインデックス運用、 金融工学を駆使したクオンツ運用は格付機関等から高評価を得ています。
- ■社会の持続可能性に貢献するため、環境問題・社会・ガバナンスの観点を考慮した責任投資に特化したチームを擁し、積極的に取り組んでいます。

[オールスプリング・グローバル・インベストメンツ・エルエルシーの概要]

- ■マザーファンドの運用再委託先であるオールスプリング・グローバル・インベストメンツ・エルエルシーは、米国の独立系資産運用会社で、米国カリフォルニア州サンフランシスコを主な拠点としています。
- □同社は、エマージング株式投資において豊富な経験を有しております。

[運用プロセス]

■運用プロセス全体を通して投資対象企業のクオリティを判断する際、ESGの観点でも評価を行っております。また、企業とは時間をかけて対話を続け、ESGの観点での質の向上を促しています。

STEP1

STEP2

STEP3

STEP4

クオリティ・プール (約300銘柄)

ファンダメンタル 分析

ポートフォリオ構築 (70~110銘柄程度)

モニタリング・ 売却判断

- 投資ユニバース(流動性基準を満たす2,000~2,500 銘柄)から、【クオリティ基準】 を満たすクオリティ・プール を構築します。
- クオリティ・プール内の銘柄は、高い収益率を長期的に維持できる条件を備えた各分野のリーダー的企業という観点から選定します。
- 新規銘柄の発掘にあたっては、アナリストは、定量および定性スクリーニング、企業とのディスカッション、有益な外部情報源、出張による現地訪問やカンファレンスなどの手段を活用し投資アイデアを創出します。
- 企業の競争的地位、成長見 通し、財務内容・業績、経営陣 の質などに着目し、ファンダ メンタル評価を行います。
- ●割引キャッシュフロー分析に よる継続企業としての価値 の測定、事業ごとの価値を 合計するサム・オブ・ザ・ パーツ法による保有資産の 売却価値の測定を通じて、 企業の本質的価値の分析 を行います。
- ・長期的・構造的な成長要因を 持ちながらもその成長性が 週小評価されている銘柄や、 一時的な問題に直面して いるまたは投資家の関心を 失っているものの回復が 期待できる企業を選別します。
- 企業の本質的価値に対し、 株価が十分に割安と判断 される銘柄を選定し、確信 度に応じて組入比率を調整 します。
- ポートフォリオの構築にあたっては、リサーチの過程におけるアナリストとの対話や、アナリスト推奨の確信度および相対的な投資妙味、ポートフォリオ全体の地域・セクター配分を含むリスク特性、その時点での市場・経済環境などを総合的に勘案します。
 - 個別銘柄、セクター別配分、 国別配分のウェイト制限等 により、ポートフォリオのリスク管理を実施します。

- 以下により、首尾一貫した モニタリングおよびリスク 管理を徹底しています。
- ①内部モニタリング:各保有 銘柄のファンダメンタルズ 変化および価格の変動の モニタリング
- ②外部モニタリング: 競合他 社の動向や経済・業界の状 況などの経営環境につい てモニタリング
- ③個別銘柄、投資国、セクター レベルでのアクティブ・リス ク・エクスポージャーのモニ タリングおよび検証
- ④意図しないリスク・エクス ポージャーに対する警戒
- 保有銘柄の一部または全部 売却においては、投資目的 の達成、ファンダメンタルズ あるいは価格の重大な変化、 マクロ経済環境の重大な 変化、投資分析における誤り の発覚などが判断材料と なります。

※上記の運用プロセスは2022年1月末現在のものであり、今後変更される場合があります。

(出所)アセットマネジメントOne株式会社のデータを基に三井住友DSアセットマネジメント株式会社作成

▶日本債アクティブ

指定投資信託証券	明治安田日本債券アクティブ・オープン(FOFs用)(適	格機関投資家専用)
形態	国内籍投資信託	
運用の基本方針	 明治安田日本債券アクティブ・マザーファンド受邦資建ての国債、政府保証債、地方債、利付金融債、投期的な成長を目指します。 NOMURA-BPI (総合)をベンチマークとしてこれをます。 信用リスクの低減を図るため、原則として取得時に以上の格付けを有する公社債およびそれと同等の投資します。 	社債等へ分散投資を行い、信託財産の 中長期的に上回る投資成果を目指し 信用ある格付会社によるBBB格相当
	各計算期間の信託報酬率は、各計算期間の初日に属 日本相互証券株式会社が発表する新発10年固定利付 げる率となります。なお、信託報酬率は各計算期間ごと	寸国債の利回り(終値)に応じ、次に拠
信託報酬等	新発10年固定利付国債の利回り(終値)	信託報酬率
10 80 14 61 17	1%未満	年0.176%(税抜き0.16%)
	1%以上	年0.264%(税抜き0.24%)
	※上記のほか、その他の費用がかかります。	
	ありません。	
信託財産留保額		
信託財産留保額委 託 会 社	明治安田アセットマネジメント株式会社	

[明治安田アセットマネジメント株式会社の概要]

- ■明治安田アセットマネジメント株式会社は、1986年11月の発足以来、明治安田生命グループの中核の資産運用会社として、年金基金・機関投資家から個人投資家まで幅広い運用サービスを提供しています。
- ■高品質の資産運用サービスのご提供を目指し、運用力・営業サービス力・商品開発力を強化し、投資家のニーズにあった運用商品のご提供、わかりやすい情報開示、きめ細かなサポート体制の充実に努めます。
- □投資家に最も信頼され、満足いただける資産運用会社を目指すとともに、インベストメント・チェーンの 一員として持続可能な社会の形成に貢献します。

[運用プロセス]

マクロ経済分析

ファンダメンタルズ分析を重視したトップダウン分析

以下の3つの観点から、各戦略を策定・構築

デュレーション戦略

経済指標、ファンダメンタルズ、 株式・為替等の市場環境の定性 分析プラス定量分析で戦略を 決定

イールドカーブ戦略

自社開発モデルによる定量分析 結果に定性判断を加えて戦略を 決定

種別・個別銘柄戦略

クレジット・アナリストの企業・ 銘柄評価、クレジット市場の環境 評価を基に戦略を決定

戦略ミーティング(全体の戦略決定)

ポートフォリオ構築(リスクコントロール)

戦略ミーティングで各戦略を強帥・決定し、ポートフォリオ全体としての リスクコントロールを行ったうえでポートフォリオを構築

※上記の運用プロセスは2022年1月末現在のものであり、今後変更される場合があります。

(出所)明治安田アセットマネジメント株式会社のデータを基に三井住友DSアセットマネジメント株式会社作成

▶先進国債アクティブヘッジ有 ▶先進国債アクティブヘッジ無

指定投資信託証券	GIM先進国債券ファンドF(為替ヘッジあり)(適格機関投資家専用) GIM先進国債券ファンドF(為替ヘッジなし)(適格機関投資家専用)
形態	国内籍投資信託
	 GIM先進国債券マザーファンド(適格機関投資家専用)(以下「マザーファンド」といいます。) 受益証券を通じ、先進国の債券を主要投資対象とし、この投資信託にかかる信託財産の中長期的な成長を図ることを目的として運用を行います。 マザーファンド受益証券の運用と(為替ヘッジあり)の為替ヘッジにかかる運用をJPモルガン・アセット・マネジメント(UK)リミテッドに委託します。 マザーファンド受益証券は、保有する債券について、その建値以外の通貨(円以外)に基づく為替アクティブポジションを構築し、為替運用からの収益の獲得も目指します。

運用の基本方針

(為替ヘッジあり)

実質的に保有する外貨建資産について、原則として対円での為替ヘッジを行い、円高リスクの 抑制を図りつつ、マザーファンド受益証券への投資を通じて外国通貨間の為替運用からの 収益の獲得を目指します。

(為替ヘッジなし)

実質的に保有する外貨建資産について、為替ヘッジは行いません。なお、マザーファンド受益 証券への投資を通じて外国通貨間の為替運用からの収益の獲得を目指します。

信託報酬等

純資産総額に対して年0,4609%(税抜き0,419%) ※上記のほか、その他の費用がかかります。

信託財産留保額 ありません。

委 託 会 社 JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社

投資 顧問会社 JPモルガン・アセット・マネジメント(UK)リミテッド

購入の可否 日本において一般投資者は購入できません。

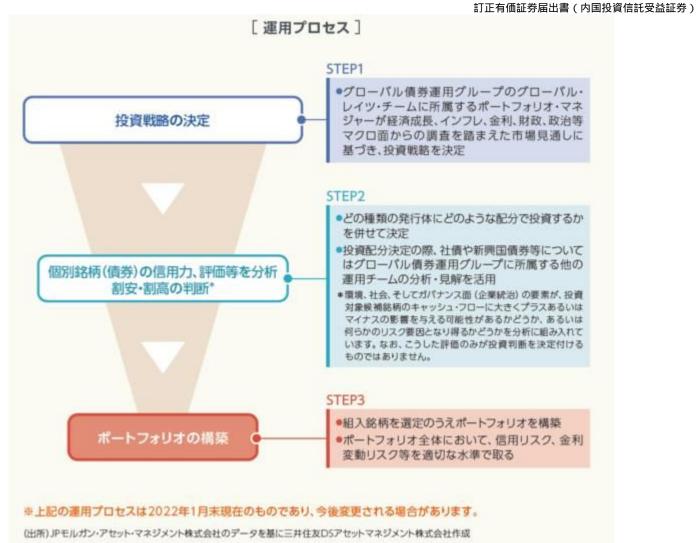
[JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社の概要]

- ■JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社は世界有数の金融持株会社であるJPモルガン・チェース・ アンド・カンパニー傘下の資産運用部門であるJ.P.モルガン・アセット・マネジメント*の日本拠点です。
- ■J.P.モルガン・アセット・マネジメントは、日本市場の成長性に着目し、1985年には外資系として いち早く投資顧問業に参入、同じく1990年には投資信託業務に参入するなど、日本においても 40年以上の歴史を培ってまいりました。

[JPモルガン・アセット・マネジメント(UK)リミテッドの概要]

- ■JPモルガン・アセット・マネジメント(UK)リミテッドはJ.P.モルガン・アセット・マネジメント*の欧州 拠点で、グループの中核を担う資産運用会社です。
- *J.P.モルガン・アセット・マネジメント

JPモルガン・チェース・アンド・カンパニーおよび世界の関連会社の資産運用ビジネスのプランドであり、世界有数の資産運用 グループです。長い歴史の中で蓄積してきた運用ノウハウを活かして、常に競争力のある運用サービスを提供しています。



▶新興国債アクティブヘッジ有

▶新興国債アクティブヘッジ無

指定投資信託証券	ソフォス ケイマン トラスト II - マラソン新興国債券ファンド (為替ヘッジ・クラス) ソフォス ケイマン トラスト II - マラソン新興国債券ファンド (為替オープン・クラス)
形態	ケイマン籍契約型投資信託(円建て)
運用の基本方針	(共通) 主として米ドル建ての新興国債券に投資することにより新興国債券市場を上回るパフォーマンスの獲得を目指し、信託財産の中長期的な成長を目指します。 (為替ヘッジ・クラス) 対円での為替ヘッジを行います。 (為替オープン・クラス) 為替ヘッジは行いません。
運用管理費用等	純資産総額に対して 運用報酬 :年0.60%程度 受託会社報酬:年0.01%程度 管理費用 :年0.01%程度 事務代行費用:年0.065%程度 ※上記のほか、保管費用などがかかりますが、ファンドの運用状況等により変動するものであり、事前に料率等を示すことができません。また、上記の各料率には、年間最低報酬額等が定められている場合があるため、純資産総額によっては、上記の各料率を上回ることがあります。 ※別途その他の費用がかかります。
信託財産留保額	ありません。
管理 会社	ファンドロジック(ジャージー)リミテッド
投資顧問会社	マラソン・アセット・マネジメント・エルピー
購入の可否	日本において一般投資者は購入できません。

[マラソン・アセット・マネジメント・エルピーの概要]

- ■マラソン・アセット・マネジメント・エルピーは、1998年設立のクレジット投資に特化した運用会社です。
- □コーポレート・クレジット、新興国市場、ストラクチャード・クレジット、および不動産の4つの軸で 様々な戦略を運用しています。
- ■オフィスはニューヨーク、ロンドンおよび東京に展開しています。

[運用プロセス] ■マラソン・アセット・マネジメント・エルピーは社内ESGポリシーを策定しており、運用プロセスに おいて投資判断の際にESG情報を参照します。 ・クレジット選定 •相対価値 アルファの源泉 ・プライマリー市場 ●指数アービトラージ/テクニカル機会 等 新興国債券ポートフォリオのデュレーション、 格付け、国別アロケーション等を調整し、ベータが アルファの獲得 安定的に1近辺となるよう管理 • その上で、クレジット分析能力やトレーディング 能力などを活用し、アクティブ・ポジションを構築 ※上記の運用プロセスは2022年1月末現在のものであり、今後変更される場合があります。 (出所)マラソン・アセット・マネジメント・エルピーのデータを基に三井住友DSアセットマネジメント株式会社作成

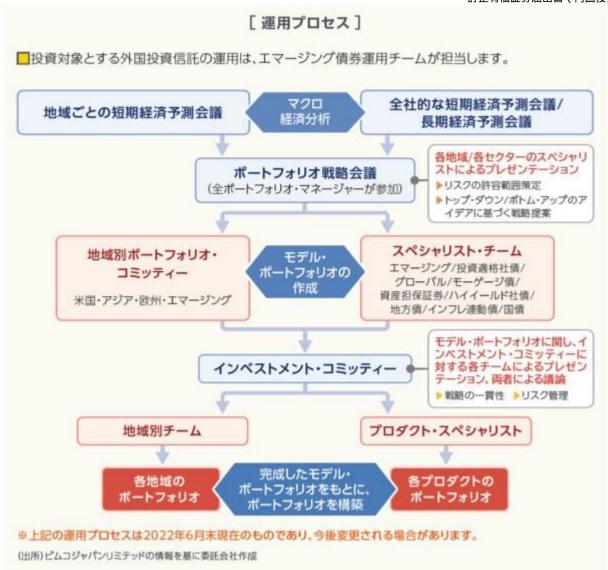
訂正有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

信託約款変更が成立した場合、2022年11月8日以降、指定投資信託証券は以下に変更されます。

指定投資信託証券	ピムコ パミューダ トラスト II - ピムコ エマージング ボンド(エン・ヘッジド)インカム ファンド(以下、ヘッジ有) ピムコ バミューダ トラスト II - ピムコ エマージング ボンド インカム ファンド (以下、ヘッジ無)
形態	パミューダ籍契約型投資信託(円建て)
運用の基本方針	 (共通) ●ピムコ エマージング ボンド インカム ファンド(M)への投資を通じて、米ドル建てを中心とした世界のエマージング債券等を実質的な主要投資対象として、分散投資を行います。 (ヘッジ有) ● JPモルガンEMBIグローバル・ダイバーシファイド(円ヘッジベース)をベンチマークとします。 ● 原則として為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減を図ります。 (ヘッジ無) ● JPモルガンEMBIグローバル・ダイバーシファイド(円ベース)をベンチマークとします。 ● 原則として為替ヘッジを行わないため、為替相場の変動による影響を受けます。
運用管理費用等	運用管理費用はありません。 なお、ファンドの取引関連費用、法的費用、会計・監査および税務上の費用ならびにその他の 費用を負担します。 また、これらは、ファンドの運営状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を 示すことができません。
信託財産留保額	ありません。
投資顧問会社	パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシー(PIMCO)
購入の可否	日本において一般投資者は購入できません。

[パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシー (PIMCO) の概要]

- ■PIMCOは、債券専門の運用会社として1971年に設立され、市場の変化に合わせて様々な債券投資 戦略を創り出し、世界中の中央銀行、政府系ファンド、年金基金、事業会社、財団、基金、個人のお客様に 提供してまいりました。
- ■運用規模と専門性の高いリソースを活かし、商品の多様なプラットフォームを構築しています。

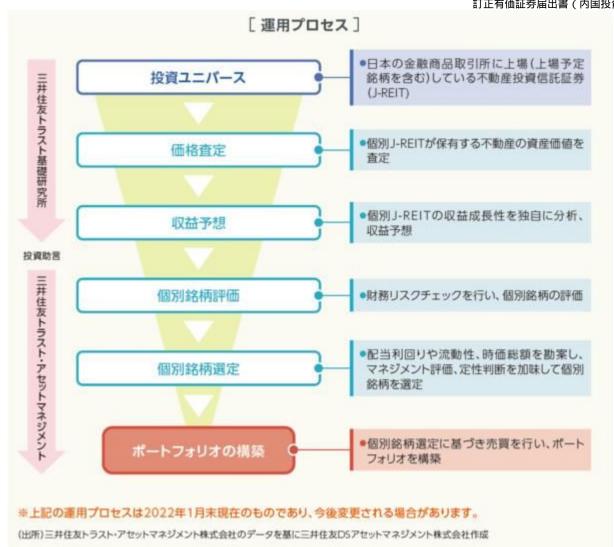


▶ Jリートアクティブ

当ファンドは特化型運用を行います。		
指定投資信託証券	SMTAM・FOFs用J-REIT・リサーチ・オープン(適格機関投資家専用)	
形態	国内籍投資信託	
運用の基本方針	● J-REIT・リサーチ マザーファンド受益証券への投資を通じて、日本の取引所に上場(上場 予定ならびに日本の取引所に準ずる市場で取引されている場合を含みます。)している 不動産投資信託証券(以下「J-REIT」といいます。)に投資し、投資信託財産の中長期的な 成長を目指して運用を行います。 ● J-REITへの投資にあたっては、各銘柄の投資適格性等を考慮したうえで、投資環境調査、 各銘柄の保有不動産分析、収益ならびに配当の予想等に基づき、銘柄選択を行います。	
信託報酬等	純資産総額に対して年0.363%(税抜き0.33%) ※上記のほか、その他の費用がかかります。	
信託財産留保額	一部解約時に0.30%	
委 託 会 社	三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社	
購入の可否	日本において一般投資者は購入できません。	

[三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社の概要]

- □三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社は、2018年10月に三井住友信託銀行株式会社の 資産運用機能を統合しました。
- ■経済・市場環境が大きく変化する中、運用力と商品開発力、世界各地に広がるビジネスネットワーク等、運用会社としての総合力を活かし、投資家の長期的な資産形成や社会の発展に貢献します。
- ■J-REIT連用においては、不動産の分野に特化したシンクタンクである三井住友トラスト基礎研究所の分析情報を活用するなど、グループの総力を結集した質の高い運用商品を提供しています。



▶ Gリートアクティブヘッジ有 ▶ Gリートアクティブヘッジ無

指定投資信託証券	(Gリートアクティブヘッジ有) SMDAM/プリンシパルFOFs用外国リートF・為替ヘッジあり(適格機関投資家限定) (Gリートアクティブヘッジ無) 大和住銀/プリンシパルFOFs用外国リートF(適格機関投資家限定)	
形態	国内籍投資信託	
運用の基本方針	 ●外国リートマザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)受益証券への投資を通じて、世界各国の不動産投資信託証券を主要投資対象とします。 ●運用にあたっては、「事業のファンダメンタルズの改善とその持続性」、「株価上昇のカタリスト」、「バリュエーション」の観点からのボトムアップ・アプローチをベースとし、十分に分散の効いたポートフォリオを構築します。 ●マザーファンド受益証券の運用の指図に関する権限をプリンシパル・リアルエステート・インベスターズ・エルエルシーに委託します。 (Gリートアクティブへッジ有) ●実質組入外貨建資産については、原則として対円での為替へッジを活用し、為替変動リスクの低減を図ります。一部の通貨について、為替へッジが困難等と判断された場合、他の通貨で代替した為替取引を行うことまたは為替へッジを行わないことがあります。 (Gリートアクティブへッジ無) ●実質組入外貨建資産については、原則として為替へッジを行いません。 	
信託報酬等	純資産総額に対して 150億円までの部分 年0.66%(税抜き0.60%) 150億円超500億円までの部分 年0.605%(税抜き0.55%) 500億円超の部分 年0.55%(税抜き0.50%) ※上記のほか、その他の費用がかかります。	
信託財産留保額	ありません。	
委 託 会 社	三井住友DSアセットマネジメント株式会社	
投資顧問会社	プリンシパル・リアルエステート・インベスターズ・エルエルシー	
購入の可否	日本において一般投資者は購入できません。	

[プリンシパル・リアルエステート・インベスターズ・エルエルシーの概要]

- □プリンシパル・リアルエステート・インベスターズ・エルエルシーは、米国アイオワ州で設立された プリンシパル・ファイナンシャル・グループ傘下の不動産運用に特化した運用会社です。
- ■プリンシパルは約60年にわたる不動産投資の実績を有しており、公募不動産エクイティ(REIT)のほか、私募不動産エクイティ、私募不動産デット、公募不動産デットの4つの不動産運用サービスを提供しています。

[運用プロセス] アナリストがファンダメンタルズ、レラティブ・バリュー、 リサーチおよび銘柄推奨 カタリストに着目した広範かつ徹底したリサーチに基づき、 銘柄推奨 リサーチの一要素として、経営陣との対話や実地調査、 外部ソースのスコアやレポート等を通じ、対象銘柄の ESG評価も実施 週次で開催する地域ミーティング(南北アメリカ、欧州・ 中東・アフリカ、アジア、オーストラリア)において、銘柄の 推奨銘柄に関する議論 推奨根拠や投資アイデアについて議論 自社開発の定量分析ツールのランキングも補完的に 活用 グローバル・ポートフォリオ・マネジャーが意思決定の 主体となり、これまでのプロセスで深化した推奨銘柄や 投資アイデアに基づき、銘柄選択を実施し、アクティブ ポートフォリオの構築 ウェイトを決定 ●ポートフォリオ全体のリスクレベルをコントロールする 観点から、マクロ見通しに基づいてポジションを調整 グローバル・ポートフォリオ・マネジャーが、国やセクター のアクティブウェイトやベータに加え、サイズ、グロース およびレバレッジなどといった様々なファクターについて、 モニタリング ポートフォリオのアクティブリスクを検証 ボトムアップをベースとするポートフォリオのアロケー ションがマクロ見通しと整合的であることを確認し、状況 に応じて、ポートフォリオのポジションを調整 ※上記の運用プロセスは2022年1月末現在のものであり、今後変更される場合があります。 (出所)プリンシパル・リアルエステート・インペスターズ・エルエルシーのデータを基に三井住友DSアセットマネジメント株式会社作成

訂正有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

▶ヘッジファンドマルチ戦略

定投資信託証券	SMDAM/FOFs用マルチ戦略ファンド(適格機関投資家限定)
95	国内籍投資信託
用の基本方針	 絶対収益を追求する運用戦略の成果(以下「参照戦略指数」といいます。)に概ね連動するケイマン籍特別目的会社(SPC)のLUMINIS II Limited*の発行する円建債券(以下「円建債券」といいます。)への投資を通じて、絶対収益の獲得を目指し運用を行います。 参照戦略指数は、市場平常時のキャリー獲得を目指しつつ、株式等のリスク資産が大きく下落する局面において抵抗性を得るために、複数の運用戦略(ヘッジ型戦略、ディフェンシブ型戦略、キャリー型戦略)の投資成果の組み合わせとなります。なお、運用戦略は、実質的に世界の株式、債券、クレジット、為替、コモディティ等の派生商品を中心に運用されます。 ※参照戦略指数はアクティブ運用されるものでなく、各運用戦略や各運用戦略の構成要素の配分・比率は、あらかじめ定められた参照戦略指数の要項にしたがって行われます。
	純資産総額に対して年0.1925%(税抜き0.175%) ※上記のほか、その他の費用がかかります。
託財産留保額	ありません。
託 会 社	三井住友DSアセットマネジメント株式会社
入の可否	日本において一般投資者は購入できません。
託 会 社	三井住友DSアセットマネジメント株式会社

*LUMINIS II Limitedは、ゴールドマン・サックスが仕組み債等を組成する目的で設定したケイマン諸島籍の特別目的会社です。ゴールドマン・サックスとは一切の資本関係はありません。発行する債券毎に裏付けとなる資産が管理されることによって、一般的な社債のような発行体の信用リスクから切り離されています。

「運用戦略・運用プロセス]

- □平常時にキャリー収益を確保しつつ、市場ショック時に大きな収益が獲得できる戦略を構築します。
- □市場ショックといってもその深度やスピードは異なるため、キャリー収益とのパランスも踏まえ以下の 3つの戦略群を組み合わせます。
- ■平常時でもプラスの収益となるように、キャリー型戦略に効果的に資産を配分します。



<参照戦略指数について>

参照戦略指数スポンサーまたは参照戦略指数計算代理人(またはそれぞれの関連会社もしくは子会社、それぞれの取締役、役員、従業員、代表者、受任者もしくは代理人)のいずれも、構成要素の変更またはその差替を含むがこれらに限定せず、参照戦略指数もしくは参照戦略指数の価額の提供(もしくはその不履行)およびある者による参照戦略指数もしくは参照戦略指数の価額の使用に関して行われた(も

※上記の運用プロセスは2022年1月末現在のものであり、今後変更される場合があります。

(出所) ゴールドマン・サックスのデータを基に三井住友DSアセットマネジメント株式会社作成

訂正有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

しくは行われなかった)あらゆる決定または事柄について、(過失の結果であるか否かにかかわらず) いかなる者に対しても責任を負わないものとします。参照戦略指数スポンサーまたは参照戦略指数計算 代理人のいずれも、受託者としてではなく本人として行動し、参照戦略指数について受託責任を負うも のではありません。参照戦略指数の計算にあたり、参照戦略指数計算代理人は、第三者である情報源か らデータおよび情報を取得し、利用します。参照戦略指数計算代理人または参照戦略指数スポンサー (またはそれぞれの関連会社もしくは子会社、またはそれらの取締役、役員、従業員、代表者、受任者 もしくは代理人)のいずれも、かかる情報を独自に検証せず、かかるデータもしくは情報の品質、正確 性または完全性について、何ら保証しません。したがって、参照戦略指数計算代理人または参照戦略指 数スポンサー(またはそれぞれの関連会社もしくは子会社、それぞれの取締役、役員、従業員、代表 者、受任者もしくは代理人)のいずれも、参照戦略指数の品質、正確性または完全性について何ら保証 しません。参照戦略指数計算代理人または参照戦略指数スポンサーのいずれも、参照戦略指数の価額の 算定または頒布における誤謬について、(契約、不法行為その他のいずれによるかを問わず)いかなる 者に対しても何ら責任を負わないものとし、また、参照戦略指数計算代理人または参照戦略指数スポン サーのいずれも、自らが認識することとなった誤謬について、いかなる者に対してもこれを通知する義 務を何ら有しておりません。参照戦略指数計算代理人または参照戦略指数スポンサー(またはそれぞれ の関連会社もしくは子会社、それぞれの取締役、役員、従業員、代表者、受任者もしくは代理人)のい ずれも、(A)参照戦略指数に連動した取引に関連するリスクの取得または引き受けの適否、(B)特定 の日時における参照戦略指数の価額、(C)参照戦略指数または参照戦略指数のいずれかの構成要素の 運用成績に連動した商品において投資家に発生する損益、または(D)その他の事項について、明示的 か黙示的かを問わず、何らの表明または保証も行いません。

参照戦略指数計算代理人または参照戦略指数スポンサー(またはそれぞれの関連会社もしくは子会社、それぞれの取締役、役員、従業員、代表者、受任者もしくは代理人)のいずれも顧問または受託者として行為しません。

参照戦略指数計算代理人または参照戦略指数スポンサー(またはそれぞれの関連会社もしくは子会社、それぞれの取締役、役員、従業員、代表者、受任者もしくは代理人)のいずれも、参照戦略指数、これに含まれるあらゆるデータもしくは情報、またはこれが基づくあらゆるデータもしくは情報に関する商品性または特定目的への適合性について、明示的か黙示的かを問わず、何らの表明または保証も行わず、またそれぞれがこれらについて否認します。

参照戦略指数は構造化されており、参照戦略指数の価額は当該指数に連動するいかなる取引も考慮せずに算出されます。参照戦略指数スポンサーおよび参照戦略指数計算代理人は、参照戦略指数の構造化、参照戦略の価額の算出、参照戦略指数に関連する裁量権の行使または決定に際して、いかなる者の利益についても考慮する義務はありません。

上記の内容を制限することなく、いかなる場合においても、参照戦略指数計算代理人または参照戦略指数スポンサーは、直接的、間接的、特別、懲罰的、派生的またはその他の損害(逸失利益を含みます。)について、かかる損害の可能性について通知を受けていたとしても、(契約、不法行為その他によるかを問わず)いかなる者に対しても何ら責任を負いません。

本免責事項の内容のいずれも、かかる責任の排除または制限が法律で認められていない場合は、責任を 排除または制限するものではありません。

▶ ヘッジファンドアクティブ戦略

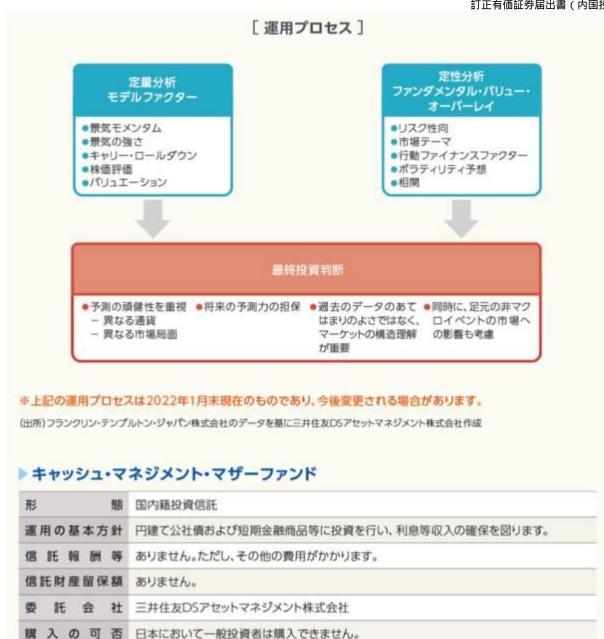
指定投資信託証券	カレンシー・アルファ・エンハンスド・ファンド(FOFs用) (適格機関投資家専用)
形態	国内籍投資信託
運用の基本方針	 カレンシー・アルファ・エンハンスド・マザーファンド (以下 「マザーファンド」といいます。) 受益証券への投資を通じて、日本の公社債に投資を行うとともに、為替予約取引等を積極的に活用する通貨ロング・ショート戦略により、市場動向に左右されにくい安定した収益の獲得を目指します。 マザーファンド受益証券の運用の指図に関する権限は、ウエスタン・アセット・マネジメント株式会社およびウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・リミテッドに委託します。
信託報酬等	純資産総額に対して年0.528%(税抜き0.48%) ※上記のほか、その他の費用がかかります。
信託財産留保額	ありません。
委 託 会 社	フランクリン・テンプルトン・ジャパン株式会社
投資顧問会社	ウエスタン・アセット・マネジメント株式会社 ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・リミテッド
購入の可否	日本において一般投資者は購入できません。

「フランクリン・テンプルトン・ジャパン株式会社の概要]

- □フランクリン・テンプルトンは、グローバルにビジネスを展開する独立系の資産運用会社グループです。世界各国の個人投資家や機関投資家の皆様に多種多様な運用商品と質の高いサービスを提供しております。
- □日本法人であるフランクリン・テンプルトン・ジャパン株式会社は、1998年の設立以来、日本の 投資家の資産運用ニーズに応じた運用商品やサービスを提供しています。
- □今後もフランクリン・テンプルトンが70年以上にわたってグローバルな資産運用業務の中で培った ノウハウを活用し、日本の投資家の中長期的な資産形成に貢献することを目指すとともに、投資家 との長期的な信頼関係を築いていきます。

ウエスタン・アセット・マネジメント株式会社および ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・リミテッドの概要

■運用指図の権限の委託先であるウエスタン・アセット・マネジメント株式会社およびウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・リミテッドは、フランクリン・テンプルトンのグループ傘下の子会社です。世界有数の債券運用専門会社で、幅広い運用戦略に関する多様なサービスを提供しております。



3【投資リスク】

<更新後>

イ ファンドのもつリスクの特性

当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資者の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

運用の結果として信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。 投資信託は預貯金と異なります。また、一定の投資成果を保証するものではありません。 各ファンドの主要なリスクは以下の通りです。内容につきましては、後掲をご覧ください。

							可正行	個証券届出	百(四四
		価格変動リスク				為替変動リスク			
ファンド名	株式市場リスク	債券市場	不動産 投資信託 (リート) に関する リスク	派生商品 リスク	信用リスク	海暦 ヘッジ あり	為替 ヘッジ なし	カントリーリスク	流動性リスク
日本株クオリティ	•				•				•
日本株市増型アクティブ	•				•				•
先進国株 クオリティヘッジ有	•				•	•		•	•
先進国株 クオリティヘッジ無	•				•		•	•	•
先進国株市境型 アクティブヘッジ有	•				•	•		•	•
先進国株市増型 アクティブヘッジ無	•				•		•	•	•
新興国株 アクティブヘッジ有	•				•	•		•	•
新興国株 アクティブヘッジ無	•				•		•	•	•
日本債アクティブ		•			•				•
先進国債 アクティブヘッジ有		•			•	•		•	•
先進国債 アクティブヘッジ無		•			•		•	•	•
新興国債 アクティブヘッジ有		•			•	•		•	•
新興国債 アクティブヘッジ無		•			•		•	•	•
Jリートアクティブ			•		•				•
Gリート アクティブヘッジ有			•		•	•		•	•
Gリート アクティブヘッジ無			•		•		•	•	•
ヘッジファンド マルチ戦略*	•	•	•	•	•		•	•	•
ヘッジファンド アクティブ戦略	•	•	•	•	•		•	•	•

歩ヘッジファンドマルチ戦略およびヘッジファンドアクティブ戦略は上記のリスクに限定されません。また、上記全てのリスクをとらない場合もあります。

(イ)株式市場リスク

内外の経済動向や株式市場での需給動向等の影響により株式相場が下落した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、個々の株式の価格はその発行企業の事業活動や財務状況等によって変動し、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

(口)債券市場リスク

一般に債券は内外の経済情勢等の影響による金利の変動を受けて価格が変動します。通常、金利が上昇すると債券価格は下落し、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、債券の種類や特定の銘柄に関わる格付け等の違い、利払い等の仕組みの違いなどにより、価格の変動度合いが大きくなる場合と小さくなる場合があります。

(ハ)不動産投資信託(リート)に関するリスク

リートの価格は、不動産市況や金利・景気動向、関連法制度の変更等の影響を受け変動します。また、リートに組み入れられている個々の不動産等の市場価値や賃貸収入、個々のリートの事業活動や財務状況等によっても価格が変動します。これらにより、ファンドが組み入れているリートの価格が下落した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

(二)派生商品リスク

訂正有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

各種派生商品(先物取引、オプション取引、各種スワップ取引等)の活用は、当該派生商品価格が、その基礎となる資産、利率、指数等の変動以上の値動きをすることがあるため、ファンドの基準価額が大きく下落する要因ともなります。また、当該取引において、取引先リスク(取引の相手方の倒産等により取引が実行されないこと)が生じる可能性があります。

(ホ)信用リスク

ファンドが投資している有価証券や金融商品に債務不履行が発生あるいは懸念される場合に、当該 有価証券や金融商品の価格が下がったり、投資資金を回収できなくなったりすることがあります。 これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

(へ)為替変動リスク

(為替ヘッジあり)

外貨建資産への投資は為替変動の影響を受けます。ファンドが保有する外貨建資産の価格が現地 通貨ベースで上昇する場合であっても、当該現地通貨が対円で下落する(円高となる)場合、円 ベースでの評価額が下落し、基準価額が下落することがあります。

原則として対円での為替へッジを行うため為替の変動による影響は限定的と考えられます。ただし、完全に為替変動リスクを回避することはできません。なお、円金利がヘッジ対象通貨の金利よりも低い場合、その金利差相当分のヘッジコストがかかることにご留意ください。また、一部の通貨建資産については為替ヘッジが困難等と判断された場合、他の通貨で代替した為替取引を行うことまたは為替ヘッジを行わないことがあります。なお、各ファンドにおいて直接対円での為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減を図る場合もあります。

また、「新興国株アクティブヘッジ有」については、外貨建資産とほぼ同額程度の米ドル売り円買いの為替取引を行います。したがって、米ドル建て資産については、為替の変動による影響は限定的と考えられます。

なお、実質的な通貨配分にかかわらず、米ドル売り円買いの為替取引を行うため、米ドル以外の 組入通貨については、米ドルに対する当該通貨の為替変動の影響を受けます。

(為替ヘッジなし)

外貨建資産への投資は為替変動の影響を受けます。ファンドが保有する外貨建資産の価格が現地 通貨ベースで上昇する場合であっても、当該現地通貨が対円で下落する(円高となる)場合、円 ベースでの評価額が下落し、基準価額が下落することがあります。

(ト)カントリーリスク

海外に投資を行う場合には、投資先の国の政治・経済・社会状況の不安定化、取引規制や税制の変更等によって投資した資金の回収が困難になることや、その影響により投資する有価証券の価格が大きく変動することがあり、基準価額が下落する要因となります。

特に投資先が新興国の場合、その証券市場は先進国の証券市場に比べ、より運用上の制約が大きいことが想定されます。また、先進国に比べ、一般に市場規模が小さいため、有価証券の需給変動の影響を受けやすく、価格形成が偏ったり、変動性が大きくなる傾向が考えられます。

(チ)流動性リスク

有価証券等を大量に売買しなければならない場合、あるいは市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等には、十分な数量の売買ができなかったり、通常よりも不利な価格での取引を余儀なくされることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

(リ)特化型運用に関する留意点

「Jリートアクティブ」は、特化型運用を行います。したがって、特定の銘柄へ投資が集中することがあり、当該銘柄に経営破たんや経営・財務状況の悪化が生じた場合には、大きな損失が発生することがあります。

(ヌ)絶対収益追求型に関する留意点

「ヘッジファンドマルチ戦略」および「ヘッジファンドアクティブ戦略」は、派生商品取引、為替取引等を活用し、ロング・ポジションあるいはショート・ポジションを構築するとともに、株式、債券、リート、商品等に投資することがあります。なお、派生商品取引・為替取引の基礎となる投資対象資産・通貨の下落時にロング・ポジションとなっている場合および投資対象資産・通貨の上

昇時にショート・ポジションとなっている場合には、損失が発生します。

上記はヘッジファンドマルチ戦略およびヘッジファンドアクティブ戦略の代表的な戦略例 であり、採用する戦略はこれらに限定されません。

(ル)外国税制に関する留意点

投資対象国によっては、有価証券の売買を行う際の売買益等に対して課税される場合があります。 将来、これらの税率や課税方法が変更された場合、または新たな税制が適用された場合、基準価額 に影響を及ぼすことがあります。

(ヲ)換金制限等に関する留意点

ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市 場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待 できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。

これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性、換金申込みの受付けが中止となる可能 性、既に受け付けた換金申込みが取り消しとなる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性等 があります。

(ワ)収益分配金に関する留意事項

分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われ ると、その金額相当分、基準価額は下がります。



分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超 えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落する ことになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すもの ではありません。

投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻 しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上が りが小さかった場合も同様です。

ロ 投資リスクの管理体制

委託会社では、運用部門から独立した組織を設置し、運用リスク管理を行っています。

リスク管理担当部は、信託約款等に定める各種投資制限やリスク指標のモニタリングを実施し、制限 に対する抵触等があった場合には運用部門に対処要請等を行い、結果をリスク管理会議へ報告しま

また、ファンドのパフォーマンスの分析・評価を行い、結果を運用評価会議等へ報告することで、運 用方針等との整合性を維持するよう適切に管理しています。

さらに、流動性リスク管理について規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリング やストレステストを実施するとともに、緊急時対応策等の策定や有効性の検証等を行います。なお、 当該流動性リスクの適切な管理の実施等について、定期的にリスク管理会議へ報告します。他の運用 会社が設定・運用を行うファンドを組み入れる場合は、必要に応じて当該運用会社等の実施する流動 性モニタリングの状況等も活用し、流動性リスク管理を行います。

コンプライアンス担当部は、法令・諸規則等の遵守状況の確認等を行い、結果をコンプライアンス会 議に報告します。

信託約款変更が成立した場合、2022年11月8日以降、下記事項が追加されます。

[参考情報]パシフィック・インペストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシーのリスク管理

実効性のある管理を行うためには、異なる機能を有するセクションが相互牽制を働かせ、多面的なリス ク管理、モニタリングを行うことが不可欠であると考えています。すべてのポートフォリオとすべての 取引はポートフォリオ・マネジメント、アカウント・マネジメント、コンプライアンス/リーガルの3

EDINET提出書類

三井住友 D S アセットマネジメント株式会社(E08957)

訂正有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

つの独立した部門が互いに牽制しあう形で監視することによりシステムの信頼性を保っています。

最大值

(参考情報) 投資リスクの定量的比較

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



各月末におけるファンドの1年間の機落率と分配金再投資 基準価額の推移を表示したものです。

「ファンドと他の代表的な 資産クラスとの騰落率の比較

ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて、各月末における1年間の概落率の平均・最大・最小を比較したものです。

日本株クオリティ

#回要第平: 該当事項はありません



該当事項はありません 他の資産クラス: 2017年2月~2022年1月 59.8 62.7



□日本株市場型アクティブ

年間農落事:

該当事項はありません



* 該当事項はありません





※分配金再投資基準価額は、分配金(税引前)を分配時に再投資した ものと仮定して計算したものです。

※分配実績がない場合は、分配金再投資基準価額は基準価額と同じです。

※ファンド設定から1年末満のため、ファンドの騰落率はありません。
※すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

ファンドの年間騰落率および ファンドと他の代表的な 分配金再投資基準価額の推移 資産クラスとの騰落率の比較 各月末におけるファンドの1年間の騰落率と分配金再投資 ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて、各月末に 基準価額の推移を表示したものです。 おける1年間の騰落率の平均・最大・最小を比較したものです。 □先進国株クオリティヘッジ有 該当事項はありません 該当事項はありません 分配金再投資基準価額: 他の資産クラス: 2021年8月~2022年1月 2017年2月~2022年1月 (円) (%) (%) 12,500 100 100 分配金再投資基準価額(左軸) 10,000 80 80 62.7 ◆ 平均領 59.8 7,500 60 60 最小值 42.1 5,000 40 40 19.3 2,500 20 20 ۰ ٠ 5.4 . . 0 0 0 4.0 -5.4-20 -9.4 -20 -12.4-16.0-40 -402018/2 2019/2 2020/2 2021/2 (年/月) 2017/2 先進国株 新興国株 日本国債 先進国債 新興国債 ファンド 日本株 10.6% 17.1% 13.7% 0.1% 3.5% 4.0% 平均值 □先進国株クオリティヘッジ無 該当事項はありません 該当事項はありません 分配金再投資基準価額: の資産クラス 2017年2月~2022年1月 2021年8月~2022年1月 (円) (%) (96)12,500 100 100 分配金再投資基準価額(左軸) 最大值 10,000 80 80 59.8 62.7 ◆ 平均值 7,500 60 60 42.1 最小镇 5,000 40 40 19,3 20 20 2,500 11.4 5.4 ٠ . 0 0 4.0 -5.4 -9.4 -20 -20 -12.4-16.0-40-402017/2 2018/2 2019/2 2020/2 2021/2 (年/月) ファンド 日本株 先述国株 新韓国株 日本国債 先進国債 新韓国債 10.6% 3.5% 4.0% 17.1% 13.7% 0.1% 平均值 □先進国株市場型アクティブヘッジ有 該当事項はありません 該当事項はありません 分配金再投資基準価額: 他の音楽クラス! 2021年8月~2022年1月 2017年2月~2022年1月 (円) (%) (%) 12,500 100 100 分配会直投資基準価額(左軸) 最大領 10,000 80 80 ◆ 平均值 62.7 59.8 7,500 60 60 最小值 42.1 5,000 40 40 19.3 2,500 20 20 11.4 5.4 ۰ 0 0 0 -4.0-5.4-20 -94 -20-12.4-16.0 -19.440 -402017/2 2018/2 2019/2 2020/2 2021/2 (年/月) ファンド 日本株 先进国株 新興国株 日本国債 先进国債 新興国債 10.6% 17.1% 13.7% 0.1% 3.5% 4.0% 平均值 ※分配金再投資基準価額は、分配金(税引前)を分配時に再投資した ※ファンド設定から1年未満のため、ファンドの概落率はありません。 ものと仮定して計算したものです。 ※すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

※分配実績がない場合は、分配金再投資基準価額は基準価額と同じです。

ファンドの年間騰落率および 分配金再投資基準価額の推移



各月末におけるファンドの1年間の騰落率と分配金再投資 基準価額の推移を表示したものです。

□先進国株市場型アクティブヘッジ無

該当事項はありません



ファンドと他の代表的な 資産クラスとの騰落率の比較

平均值

ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて、各月末に おける1年間の騰落率の平均・最大・最小を比較したものです。

該当事項はありません



0.1%

3.5%

4.0%

■新興国株アクティブヘッジ有



該当事項はありません



該当事項はありません

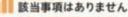
10.6% 17.1% 13.7%

他の資産クラス! 2017年2月~2022年1月



■新興国株アクティブヘッジ無







該当事項はありません





[※]分配金再投資基準価額は、分配金(税引前)を分配時に再投資した ものと仮定して計算したものです。

※分配実績がない場合は、分配金再投資基準価額は基準価額と同じです。

※ファンド設定から1年未満のため、ファンドの騰落率はありません。 ※すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

ファンドの年間騰落率および ファンドと他の代表的な 資産クラスとの騰落率の比較 分配金再投資基準価額の推移 各月末におけるファンドの1年間の騰落率と分配金再投資 ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて、各月末に おける1年間の騰落率の平均・最大・最小を比較したものです。 基準価額の推移を表示したものです。 □日本債アクティブ 該当事項はありません 該当事項はありません 分配金再投資基準價額: 他の資産クラス: 2021年8月~2022年1月 2017年2月~2022年1月 (円) (%) (96)12,500 100 100 分配金再投資基準価額(左輪) 最大值 10,000 80 80 62.7 ◆ 平均值 59.8 7,500 60 60 42.1 5,000 40 40 19.3 2,500 20 20 11.4 ٠ 5.4 0 0 0 . -4.0-5.4-94 -20 -20 12.4 -16.0-19440 -40 2017/2 2018/2 2019/2 2020/2 2021/2 (年/月) ファンド 日本株 先进国株 新黄国株 日本国債 先进国債 新黄国債 17.1% 13.7% 0.1% 3.5% 平均值 □先進国債アクティブヘッジ有 該当事項はありません 該当事項はありません 分配金再投資基準価額: 他の資産クラス 2021年8月~2022年1月 2017年2月~2022年1月 (四) (96) (%)12,500 100 100 分配金再投資基準価額(左軸) 最大值 10,000 80 80 ● 平均值 62.7 59.8 7,500 60 60 最小值 42.1 5,000 40 40 19.3 2,500 20 20 11.4 ٠ ٠ . 0 0 0 -4.0-5.4 -20 -20-9.4 -12.4-16.0-19.4-40 -40 2017/2 2018/2 2019/2 2020/2 2021/2 (年/月) ファンド 日本株 先進国株 新興国株 日本国債 先進国債 新興国債 10.6% 17.1% 13.7% 0.1% 3.5% 平均值 □先進国債アクティブヘッジ無 該当事項はありません 該当事項はありません 分配金再投資基準価額: 他の資産クラス: 2017年2月~2022年1月 2021年8月~2022年1月 (円) (%) (%) 12,500 100 100 分配金再投資基準価額(左軸) 最大值 10,000 80 80 62.7 ◆ 平均值 59.8 7,500 60 60 最小值 42.1 5,000 40 40 19.3 20 20 2,500 11.4 5.4 . 0 0 -5.4-9.4 -20 -20 -12.4-16.0-19.4-40 -402017/2 2018/2 2019/2 2020/2 2021/2 (年/月) ファンド 先进国株 新興国株 日本国債 先进国債 新興国債 日本株 10.6% 17.1% 13.7% 0.1% 3.5% 4.0% 平均值

※ファンド設定から1年未満のため、ファンドの騰落率はありません。

※すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

※分配金再投資基準価額は、分配金(税引前)を分配時に再投資した

※分配実績がない場合は、分配金再投資基準価額は基準価額と同じです。

ものと仮定して計算したものです。

ファンドの年間騰落率および ファンドと他の代表的な 分配金再投資基準価額の推移 資産クラスとの騰落率の比較 各月末におけるファンドの1年間の騰落率と分配金再投資 ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて、各月末に 基準価額の推移を表示したものです。 おける1年間の騰落率の平均・最大・最小を比較したものです。 ■新興国債アクティブヘッジ有 該当事項はありません 該当事項はありません 分配金再投資基準循額: 中の資産クラス 2021年8月~2022年1月 2017年2月~2022年1月 (円) (%) (96)12,500 100 100 分配金再投資基準価額(左軸) 最大值 10,000 80 80 62.7 平均值 508 7,500 60 60 最小值 42.1 40 5,000 40 19.3 2,500 20 20 11.4 ٠ 0 0 0 ۰ -4.0-5.4 -9.4 -20 -2012.4 -16.0-19440 -40 2017/2 2018/2 2019/2 2020/2 2021/2 (年/月) ファンド 日本株 先進国株 新興国株 日本国債 先進国債 新興国債 10.6% 17.1% 13.7% 0.1% 3.5% 4.0% 平均值 ■新興国債アクティブヘッジ無 該当事項はありません 該当事項はありません 分配金再投資基準価額: 他の資産クラス: 2021年8月~2022年1月 2017年2月~2022年1月 (円) (%) (96)12,500 100 100 分配金再投資基準価額(左軸) 最大值 10,000 80 80 ◆ 平均值 62.7 59.8 7,500 60 60 最小值 42.1 40 40 5,000 19.3 2,500 20 20 11.4 5.4 0 0 0 -4.0-5.4 -20 -20 -9,4 -12.4-16.0-19440 -402017/2 2018/2 2019/2 2020/2 2021/2 (年/月) ファンド 日本株 先進国株 新興国株 日本国債 先進国債 新興国債 10.6% 17.1% 13.7% 0.1% 3.5% 4.0% 平均值 **ロ**Jリートアクティブ 該当事項はありません 該当事項はありません 分配金再投資基準価額: 他の資産クラス 2021年8月~2022年1月 2017年2月~2022年1月 (円) (%) (%) 12,500 100 100 分配金再投資基準価額(左軸) 最大值 10,000 80 80 ◆ 平均值 62.7 59.8 7,500 60 60 最小值 42.1 5,000 40 40 19.3 2,500 20 20 11.4

0

(年/月)

-20

40

0

-20

-40

平均值

ファンド

※分配金再投資基準価額は、分配金(税引前)を分配時に再投資した ものと仮定して計算したものです。

※分配実績がない場合は、分配金再投資基準価額は基準価額と同じです。

2019/2

2020/2

2021/2

0

2017/2

2018/2

※ファンド設定から1年未満のため、ファンドの機落率はありません。※すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

17.1% 13.7%

-12.4

-19.4

-16.0

日本株10.6%

.

-9.4

4.0%

.

-5.4

3.5%

-4.0

失进国教 新羅国教 日本国債 失進国債 新麗国情

0.1%

ファンドの年間騰落率および ファンドと他の代表的な 分配金再投資基準価額の推移 資産クラスとの騰落率の比較 各月末におけるファンドの1年間の観落率と分配金再投資 ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて、各月末に 基準価額の推移を表示したものです。 おける1年間の騰落率の平均・最大・最小を比較したものです。 ■Gリートアクティブヘッジ有 該当事項はありません 該当事項はありません 他の資産クラス 分配金再投資基準価額: (円) 2021年8月~2022年1月 2017年2月~2022年1月 (%) (%) 12,500 100 100 分配金再投資基準価額(左軸) 最大值 10,000 80 80 ◆ 平均值 59.8 7,500 60 60 最小值 42.1 40 5,000 40 19,3 2,500 20 20 11.4 ٠ 54 . ٠ 0 0 0 -4.0-5.4-20 -9.4 -20 12.4 -16.0-19440 -402017/2 2018/2 2019/2 2020/2 2021/2 (年/月) 日本株 先進国株 新興国株 日本国債 先進国債 新興国債 ファンド 10.6% 17,1% 13,7% 0.1% 3.5% 4,0% 平均值 ■Gリートアクティブヘッジ無 該当事項はありません 該当事項はありません 分配金再投資基準価額: 他の音楽クラス! 2021年8月~2022年1月 2017年2月~2022年1月 (円) (96) (%) 12,500 100 100 分配金再投資基準低額(左輪) 最大值 10,000 80 80 ● 平均値 62.7 59.8 7,500 60 60 最小值 42.1 5,000 40 40 19.3 2,500 20 20 11.4 ۰ ٠ 0 0 0 -4.0-5.4-9.4 -20-2012.4 -16.0-194-402020/2 2017/2 2018/2 2019/2 2021/2 (年/月) ファンド 日本株 先进国株 新興国株 日本国債 先进国債 新興国債 10.6% 17.1% 13.7% 0.1% 3.5% 4.0% 平均值 □ヘッジファンドマルチ戦略 該当事項はありません 該当事項はありません 分配金再投資基準価額: 2021年8月~2022年1月 2017年2月~2022年1月 (円) (%) (%) 12,500 100 100 分配金再投資基準価額(左輪) 10,000 80 80 ◆ 平均值 62.7 59.8 7,500 60 60 最小值 42.1 5,000 40 40 19.3 2,500 20 20 • . 0 0 0 -4.0-5.4-20 -9.4 -20 -12.4-16.0-19.4-40 40 2017/2 2018/2 2019/2 2020/2 2021/2 (年/月) 先進国株 新興国株 日本国債 先進国債 新興国債 ファンド 日本株 17.1% 13.7% 0.1% 平均值 ※分配金再投資基準価額は、分配金(税引前)を分配時に再投資した ※ファンド設定から1年未満のため、ファンドの騰落率はありません。

ものと仮定して計算したものです。

※分配実績がない場合は、分配金再投資基準価額は基準価額と同じです。

※すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。



4【手数料等及び税金】

(3)【信託報酬等】

<更新後>

純資産総額に以下の率を乗じて得た金額が、毎日信託財産の費用として計上され、ファンドの基準価額に反映されます。また、信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日と各計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支弁するものとします。

日本債アクティブの信託報酬率は、毎月最終営業日における日本相互証券株式会社が発表する新発 10年固定利付国債の利回り(終値)に応じた率とし、翌月の第1営業日の計上分より適用するもの とします。

<信託報酬率およびその配分、実質的な負担>

実質的な負担は、2022年9月14日現在の各ファンドの指定投資信託証券の運用管理費用(信託報酬)に基づき記載しています。指定投資信託証券が変更となった場合には、実質的な負担も変更となる場合があります。

三井住友 D S アセットマネジメント株式会社(E08957)

訂正有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

					投資対象	业分油山青(内国投具)	
ファンド名	信託報酬率	配分 (税抜き)			とする	実質的な負担	
		委託会社	販売会社	受託会社	投資信託		
日本株 クオリティ	年0.2255% (税抜き 0.205%)	年0.15%	年0.03%	年0.025%	最大 年 0.8558% 程度	最大 年1.0813% (税抜き 0.983%) 程度	
日本株市場型アクティブ	年0.2255% (税抜き 0.205%)	年0.15%	年0.03%	年0.025%	年0.594% 程度	年0.8195% (税抜き 0.745%) 程度	
先進国株 クオリティ ヘッジ有 先進国株 クオリティ ヘッジ無	年0.2255% (税抜き 0.205%)	年0.15%	年0.03%	年0.025%	年0.517% 程度	年0.7425% (税抜き 0.675%) 程度	
先進国株市場型 アクティブ ヘッジ有 先進国株市場型 アクティブ ヘッジ無	年0.2255% (税抜き 0.205%)	年0.15%	年0.03%	年0.025%	年0.66% 程度	年0.8855% (税抜き 0.805%) 程度	
新興国株 アクティブ ヘッジ有 新興国株 アクティブ ヘッジ無	年0.2255% (税抜き 0.205%)	年0.15%	年0.03%	年0.025%	年0.935% 程度	年1.1605% (税抜き 1.055%) 程度	
	新発10年固定利付国]債の利回り(⊥ 終値)が19	└──── 6未満			
日本債	年0.143% (税抜き0.13%)	年0.08%	年0.03%	年0.02%	年0.176% 程度	年0.319% (税抜き 0.29%) 程度	
アクティブ	新発10年固定利付国債の利回り(終値)が1%以上						
	年0.2255% (税抜き 0.205%)	年0.15%	年0.03%	年0.025%	年0.264% 程度	年0.4895% (税抜き 0.445%) 程度	
先進国債 アクティブ ヘッジ有 先進国債	年0.2255% (税抜き 0.205%)	年0.15%	年0.03%	年0.025%	年 0.4609% 程度	年0.6864% (税抜き 0.624%)	
アクティブ ヘッジ無						程度	
新興国債 アクティブ ヘッジ有 新興国債 アクティブ ヘッジ無	年0.2255% (税抜き 0.205%)	年0.15%	年0.03%	年0.025%	年0.685% 程度	年0.9105% (税抜き 0.89%) 程度	

					H1111111	<u> </u>
Jリート アクティブ	年0.2255% (税抜き 0.205%)	年0.15%	年0.03%	年0.025%	年0.363% 程度	年0.5885% (税抜き 0.535%) 程度
Gリート アクティブ ヘッジ有 Gリート アクティブ ヘッジ無	年0.2255% (税抜き 0.205%)	年0.15%	年0.03%	年0.025%	最大 年0.66% 程度	最大 年0.8855% (税抜き 0.805%) 程度
ヘッジファンド マルチ戦略	年0.2255% (税抜き 0.205%)	年0.15%	年0.03%	年0.025%	年 0.1925% 程度	年0.418% (税抜き 0.38%) 程度
ヘッジファンド アクティブ戦略	年0.2255% (税抜き 0.205%)	年0.15%	年0.03%	年0.025%	年0.528% 程度	年0.7535% (税抜き 0.685%) 程度

上記の配分には別途消費税等相当額がかかります。

各ファンドの指定投資信託証券の運用管理費用(信託報酬)は、年間最低報酬額等が定められて いる場合があるため、純資産総額によっては、各料率を上回ることがあります。

各ファンドの指定投資信託証券の運用管理費用(信託報酬)等の詳細については、前掲の〔参考 情報:投資対象とする投資信託の概要〕をご覧ください。

支払先	役務の内容					
委託会社	ファンドの運用およびそれに伴う調査、受託会社への指図、基準価額の					
	算出、法定書面等の作成等の対価					
り 販売会社	交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後					
规范云红	の情報提供等の対価					
受託会社	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの指図の実行等の対価					

信託約款変更が成立した場合、新興国債アクティブヘッジ有および新興国債アクティブヘッジ無 は、以下の通りとなります。

ファンド名	信託報酬率	配	分(税抜き)		投資対象 とする	実質的な負担
		委託会社	販売会社	受託会社	投資信託	
	2022年11月7日まで					
新興国債 アクティブ ヘッジ 新興国債 アクッジ無	年0.2255% (税抜き 0.205%)	年0.15%	年0.03%	年0.025%	年0.685% 程度	年0.9105% (税抜き 0.89%) * 1 程度
	2022年11月8日以降					
	年0.8305% (税抜き 0.755%)	年0.70%	年0.03%	年0.025%	なし	年0.8305% (税抜き 0.755%)

- * 1 投資対象とする投資信託の入替えのため、2022年11月7日までに組入投資信託の売却を行いま すので、投資対象とする投資信託の組入比率が一時的に低位またはゼロとなる場合がありま す。この場合、実質的な負担は上記の率を下回ります。
- *2 委託会社の報酬には、ファンドの運用指図に関する権限の委託先への報酬(年0.605%(税抜 き0.55%))が含まれております。

第2【管理及び運営】

1【申込(販売)手続等】

<更新後>

イ 申込方法

- (イ) 当ファンドは日興ファンドラップ専用ファンドです。取得申込みにあたっては、販売会社所定の手続きが必要となります。詳しくは販売会社までお問い合わせください。 当ファンドには、「分配金受取りコース」と「分配金自動再投資コース」の2つの申込方法がありますが、販売会社によってはいずれか一方のみの取扱いとなる場合があります。
 - がありますが、販売会社によってはいずれか一方のみの取扱いとなる場合があります。 お申込みの販売会社にお問い合わせください。
- (口)原則として午後3時までに取得申込みが行われ、販売会社所定の事務手続きが完了したものを 当日の申込受付分とします。
 - なお、取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受付けを中止させていただく場合、既に受け付けた取得申込みを取り消させていただく場合があります。
- (ハ) 当ファンドの取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。
 - 販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。
 - ファンドのお買付けに関しましては、クーリング・オフ制度の適用はありません。

(二)申込不可日

上記にかかわらず、各ファンドにつき、取得申込日が以下の申込不可日に当たる場合には、 ファンドの取得申込みはできません(また、該当日には、解約請求のお申込みもできませ ん。)。

h.	
ファンド名	申込不可日
先進国株クオリティヘッジ有	・ニューヨークの取引所の休業日
先進国株クオリティヘッジ無	・ロンドンの取引所の休業日
先進国株市場型アクティブヘッジ有	・翌営業日がニューヨークの取引所の休業日
先進国株市場型アクティブヘッジ無	・翌営業日がロンドンの取引所の休業日
新興国株アクティブヘッジ有	・ニューヨークの取引所の休業日
新興国株アクティブヘッジ無	・香港の取引所の休業日
	・ニューヨークの銀行の休業日
	・翌営業日がニューヨークの取引所の休業日
	・翌営業日が香港の取引所の休業日
	・翌営業日がニューヨークの銀行の休業日
先進国債アクティブヘッジ有	・ニューヨークの銀行の休業日
先進国債アクティブヘッジ無	・ロンドンの銀行の休業日
	・翌営業日がニューヨークの銀行の休業日
	・翌営業日がロンドンの銀行の休業日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社(E08957)

新興国債アクティブヘッジ有	・ニューヨークの銀行の休業日
新興国債アクティブヘッジ無	・ダブリンの銀行の休業日
	・トロントの銀行の休業日
	・ニューヨークの取引所の休業日
	・12月24日
	・翌営業日がニューヨークの銀行の休業日
	・翌営業日がダブリンの銀行の休業日
	・翌営業日がトロントの銀行の休業日
	・翌営業日がニューヨークの取引所の休業日
	・翌営業日が12月24日
	信託約款変更が成立した場合、以下の通りとなりま
	す。
	2022年11月7日まで
	・ニューヨークの銀行の休業日
	・ダブリンの銀行の休業日
	・トロントの銀行の休業日
	・ニューヨークの取引所の休業日
	・12月24日
	・翌営業日がニューヨークの銀行の休業日
	・翌営業日がダブリンの銀行の休業日
	・翌営業日がトロントの銀行の休業日
	・翌営業日がニューヨークの取引所の休業日
	・翌営業日が12月24日
	2022年11月8日以降
	・ニューヨークの取引所の休業日
	・翌営業日がニューヨークの取引所の休業日
Gリートアクティブヘッジ有	・ニューヨークの取引所の休業日
Gリートアクティブヘッジ無	・翌営業日がニューヨークの取引所の休業日
ヘッジファンドマルチ戦略	・ニューヨークの銀行の休業日
	・ロンドンの銀行の休業日
	・ユーレックスの休業日
	・翌営業日がニューヨークの銀行の休業日
	・翌営業日がロンドンの銀行の休業日
	・翌営業日がユーレックスの休業日
	・申込受付日の翌々営業日から起算して5営業日目
	までの間にロンドンの銀行の休業日(土日を除
	く)を2日連続で含むこととなる日
ヘッジファンドアクティブ戦略	・ニューヨークの銀行の休業日
	・ロンドンの銀行の休業日
	・翌営業日がニューヨークの銀行の休業日
	・翌営業日がロンドンの銀行の休業日

日本株クオリティ、日本株市場型アクティブ、日本債アクティブ、Jリートアクティブは、 申込不可日はありません。

申込不可日は各ファンドの指定投資信託証券の変更等に伴い、変更される場合があります。 また、申込不可日が変更される場合は委託会社のホームページ (https://www.smdam.co.jp)に掲載します。詳しくは委託会社または販売会社までお問い合わせください。

口 申込価額

当初自己設定:1口当たり1円です。

継続申込期間:各ファンドにつき、以下の通りとなります。

ただし、累積投資契約に基づく収益分配金の再投資の場合は、各計算期末の基準価額となりま す。

ファンド名	申込価額
日本株クオリティ 日本株市場型アクティブ 日本債アクティブ Jリートアクティブ	取得申込受付日の翌営業日の基準価額となります。
先進国株クオリティへッジ有 先進国株クオリティへッジ無 先進国株市場型アクティブへッジ無 先進国株市場型アクティブへッジ無 新興国株アクティブへッジ無 先進国債アクティブへッジ無 先進国債アクティブへッジ無 のリートアクティブへッジ無 のリートアクティブへッジ無 のリートアクティブへッジ無 のリートアクティブへッジ無 のリートアクティブへッジ無 のッジファンドアクティブ戦略	取得申込受付日の翌々営業日の基準価額となります。

八 申込手数料

ありません。

二 申込単位

お申込単位の詳細は、お申込みの販売会社にお問い合わせください。

ホ 照会先

手続き等のご不明な点についての委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	コールセンター	ホームページ
三井住友DSアセットマネジメント株式 会社	0120-88-2976	https://www.smd-am.co.jp

お問い合わせは、午前9時~午後5時(土、日、祝・休日を除く)までとさせていただきま す。

へ 申込取扱場所・払込取扱場所

販売会社において申込み・払込みを取り扱います。

ト 払込期日

(イ) 当初自己設定

委託会社は、設定日(2021年8月3日)に、当初自己設定にかかる発行価額の総額を委託会社 の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込みます。

(口)継続申込期間

取得申込者は、各ファンドにつき、以下の申込金額を、販売会社の指定の期日までに、指定の 方法でお支払いください。

各取得申込みにかかる発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座 を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

ファンド名・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

	訂正有価証券届出書(内国投資信託党
日本株クオリティ 日本株市場型アクティブ 日本債アクティブ J リートアクティブ	取得申込受付日の翌営業日の基準価額×申込口数
先進国株クオリティヘッジ有 先進国株クオリティヘッジ無 先進国株市場型アクティブヘッジ無 先進国株市場型アクティブへッジ無 新興国株アクティブヘッジ無 新興国債アクティブヘッジ 先進国債アクティブへッジ 先進国債アクティブへッジ 先進国債アクティブへッジ のッジファンドマルチャッジ へッジファンドアクティブ戦略	取得申込受付日の翌々営業日の基準価額×申込口 数

2【換金(解約)手続等】

<更新後>

受益者は、自己に帰属する受益権につき、解約請求(一部解約の実行請求)により換金することができます。

お買付けの販売会社にお申し出ください。

ただし、以下の申込不可日に当たる場合には、解約請求の受付けは行いません。

ファンド名	申込不可日
先進国株クオリティヘッジ有	・ニューヨークの取引所の休業日
先進国株クオリティヘッジ無	・ロンドンの取引所の休業日
先進国株市場型アクティブヘッジ有	・翌営業日がニューヨークの取引所の休業日
先進国株市場型アクティブヘッジ無	・翌営業日がロンドンの取引所の休業日
新興国株アクティブヘッジ有	・ニューヨークの取引所の休業日
新興国株アクティブヘッジ無	・香港の取引所の休業日
	・ニューヨークの銀行の休業日
	・翌営業日がニューヨークの取引所の休業日
	・翌営業日が香港の取引所の休業日
	・翌営業日がニューヨークの銀行の休業日
先進国債アクティブヘッジ有	・ニューヨークの銀行の休業日
先進国債アクティブヘッジ無	・ロンドンの銀行の休業日
	・翌営業日がニューヨークの銀行の休業日
	・翌営業日がロンドンの銀行の休業日

三井住友 D S アセットマネジメント株式会社(E08957)

新興国債アクティブヘッジ有	・ニューヨークの銀行の休業日
新興国債アクティブヘッジ無	・ダブリンの銀行の休業日
	・トロントの銀行の休業日
	・ニューヨークの取引所の休業日
	・12月24日
	・翌営業日がニューヨークの銀行の休業日
	・翌営業日がダブリンの銀行の休業日
	・翌営業日がトロントの銀行の休業日
	・翌営業日がニューヨークの取引所の休業日
	・翌営業日が12月24日
	信託約款変更が成立した場合、以下の通りとなりま
	す。
	2022年11月7日まで
	・ニューヨークの銀行の休業日
	・ダブリンの銀行の休業日
	・トロントの銀行の休業日
	・ニューヨークの取引所の休業日
	• 12月24日
	・翌営業日がニューヨークの銀行の休業日
	・翌営業日がダブリンの銀行の休業日
	・翌営業日がトロントの銀行の休業日
	・翌営業日がニューヨークの取引所の休業日
	・翌営業日が12月24日
	2022年11月8日以降
	・ニューヨークの取引所の休業日
	・翌営業日がニューヨークの取引所の休業日
Gリートアクティブヘッジ有	・ニューヨークの取引所の休業日
Gリートアクティブヘッジ無	・翌営業日がニューヨークの取引所の休業日
ヘッジファンドマルチ戦略	・ニューヨークの銀行の休業日
	・ロンドンの銀行の休業日
	・ユーレックスの休業日
	・翌営業日がニューヨークの銀行の休業日
	・翌営業日がロンドンの銀行の休業日
	・翌営業日がユーレックスの休業日
	・申込受付日の翌々営業日から起算して5営業日目ま
	での間にロンドンの銀行の休業日 (土日を除く)を
	2 日連続で含むこととなる日
ヘッジファンドアクティブ戦略	・ニューヨークの銀行の休業日
	・ロンドンの銀行の休業日
	・翌営業日がニューヨークの銀行の休業日
	・翌営業日がロンドンの銀行の休業日

日本株クオリティ、日本株市場型アクティブ、日本債アクティブ、Jリートアクティブは、申込不可日はありません。

申込不可日は各ファンドの指定投資信託証券の変更等に伴い、変更される場合があります。

また、申込不可日が変更される場合は委託会社のホームページ(https://www.smd-am.co.jp)に掲載します。詳しくは委託会社または販売会社までお問い合わせください。

解約請求のお申込みに関しては、原則として午後3時までに解約請求のお申込みが行われ、販売会社

所定の事務手続きが完了したものを当日の解約請求受付分とします。

なお、信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金申込みに制限を設ける場合があります。 解約請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかる ファンドの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該解約請求にかかる受益権の口数 と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数 の減少の記載または記録が行われます。

一部解約金は、各ファンドにつき、解約請求受付日から起算して以下の日からお支払いします。

ファンド名	一部解約金支払開始日
日本株クオリティ	
日本株市場型アクティブ	
先進国株クオリティヘッジ有	
先進国株クオリティヘッジ無	
先進国株市場型アクティブヘッジ有	
先進国株市場型アクティブヘッジ無	
日本債アクティブ	
先進国債アクティブヘッジ有	6 営業日目
先進国債アクティブヘッジ無	
新興国債アクティブヘッジ有	
新興国債アクティブヘッジ無	
Jリートアクティブ	
Gリートアクティブヘッジ有	
Gリートアクティブヘッジ無	
ヘッジファンドアクティブ戦略	
新興国株アクティブヘッジ有	
新興国株アクティブヘッジ無	7 営業日目
ヘッジファンドマルチ戦略	

-部解約価額は、各ファンドにつき、以下の通りとなります。

ファンド名	一部解約価額
日本株クオリティ 日本株市場型アクティブ 日本債アクティブ Jリートアクティブ	解約請求受付日の翌営業日の基準価額
先進国株クオリティヘッジ有 先進国株クオリティへッジ無 先進国株市場型アクティブへッジ無 先進国株市場型アクティブへッジ無 新興国株アクティブへッジ無 新興国債アクティブへッジ 先進国債アクティブへッジ 先進国債アクティブへッジ のッジラートアクティブへッジ のッジファクティブ、シッジ のッジファンドアクティブ戦略	解約請求受付日の翌々営業日の基準価額

解約単位の詳細および一部解約価額につきましては、お申込みの販売会社にお問い合わせください。 委託会社は、取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるとき は、一部解約の実行の請求の受付けを中止すること、および既に受け付けた一部解約の実行請求を取

り消すことがあります。この場合、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、上記に準じた取扱いとなります。

3【資産管理等の概要】

(5)【その他】

<更新後>

イ 信託の終了

(イ)信託契約の解約

- a.委託会社は、当ファンドの信託契約を解約することが受益者にとって有利であると認めるとき、各ファンドの残存口数が30億口を下回ることとなったとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- b.委託会社は、上記aの事項について、書面による決議(以下「書面決議」といいます。) を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、当ファンドの知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- c.書面決議において、受益者(委託会社等を除きます。)は受益権の口数に応じて、議決権 を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しない ときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- d.書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数を もって行います。
- e . 上記 b ~ dまでの取扱いは、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、当ファンドのすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状況に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記 b ~ dまでの取扱いを行うことが困難な場合も同様とします。

(口)信託契約に関する監督官庁の命令

委託会社は、監督官庁より当ファンドの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に 従い信託契約を解約し、信託を終了させます。

(八)委託会社の登録取消等に伴う取扱い

委託会社が、監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が当ファンドに関する委託会社の業務を他の委託会社に引継ぐことを命じたときは、当ファンドは、その委託会社と受託会社との間において存続します。

- (二)受託会社の辞任および解任に伴う取扱い
 - a.受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。また、受託会社がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたこと、その他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申し立てることができます。
 - b.上記により受託会社が辞任し、または解任された場合は、委託会社は新受託会社を選任します。
 - c. 委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。
- ロ 収益分配金、償還金の支払い
- (イ)収益分配金

- a.分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。委託会社の判断により分配を行わない場合もあるため、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
- b.分配金は、原則として、税金を差し引いた後、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日(原則として決算日から起算して5営業日目まで)から、販売会社において、決算日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払い前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払われます。

ただし、分配金自動再投資コースにかかる収益分配金は、原則として、税金を差し引いた 後、累積投資契約に基づいて、毎計算期間終了日の翌営業日に無手数料で再投資され、再 投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(口)償還金

償還金は、信託終了後1ヵ月以内の委託会社の指定する日(原則として償還日から起算して5営業日目まで)から、販売会社において、原則として、償還日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払われます。

八 信託約款の変更等

- (イ)委託会社は、当ファンドの信託約款を変更することが受益者の利益のため必要と認めるとき、 監督官庁より変更の命令を受けたとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、受託会社 と合意の上、当ファンドの信託約款を変更すること、または当ファンドと他のファンドとの併 合(投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併 合」をいいます。)を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする 旨および内容を監督官庁に届け出ます。
- (ロ)委託会社は、上記(イ)の事項(変更についてはその内容が重大なものに該当する場合に限り、併合にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、合わせて「重大な信託約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、当ファンドの知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- (八)上記(口)の書面決議において、受益者(委託会社等を除きます。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- (二)書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います(書面決議は、当ファンドのすべての受益者に対してその効力を生じます。)。
- (ホ)上記(ロ)から(二)までの取扱いは、委託会社が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、当ファンドのすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- (へ)上記にかかわらず、当ファンドと他のファンドとの併合の場合は、当ファンドにおいて併合の 書面決議が可決された場合にあっても、相手方となる他のファンドにおいて当該併合の書面決 議が否決された場合は、併合を行うことはできません。

二 反対受益者の受益権買取請求の不適用

当ファンドは、受益者が一部解約の実行の請求を行ったときは、委託会社が信託契約の一部解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、信託契約の解約または重大な信託約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対

受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

ホ 販売会社との契約の更改等

委託会社と販売会社との間で締結される販売契約(名称の如何を問わず、ファンドの募集・販売 の取扱い、受益者からの一部解約実行請求の受付け、受益者への収益分配金、一部解約金および 償還金の支払事務等を規定するもの)は、期間満了の3ヵ月前に当事者のいずれからも、何らの 意思表示もない場合は、自動的に1年間更新されます。販売契約の内容は、必要に応じて、委託 会社と販売会社との合意により変更されることがあります。

へ 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社の事業の全部または一部の譲渡、もしくは分割承継により、当ファンドに関する事業が 譲渡・承継されることがあります。

ト 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載しま す。

https://www.smd-am.co.jp

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公 告は、日本経済新聞に掲載します。

チ 運用にかかる報告書の開示方法

委託会社は毎決算後、投資信託及び投資法人に関する法律の規定に従い、期中の運用経過のほ か、信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した運用報告書(全体版)および運用報告書 (全体版)の記載事項のうち重要なものを記載した交付運用報告書を作成します。

交付運用報告書は、原則として、あらかじめ受益者が申し出た住所に販売会社から届けられま す。なお、運用報告書(全体版)は、委託会社のホームページで閲覧できます。

信託約款変更が成立した場合、2022年11月8日以降、下記事項が追加されます。

投資顧問会社(運用の委託先)との契約の更改等

委託会社と投資顧問会社との間で締結される投資一任契約(運用委託契約)は、当事者のいずれ からも何らの意思表示もない場合は、自動的に更新されます。投資一任契約の内容は、必要に応 じて、委託会社と投資顧問会社との合意により変更されることがあります。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

<更新後>

イ 資本金の額および株式数

2022年6月30日現在

資本金の額 20億円

会社が発行する株式の総数 60,000,000株 発行済株式総数 33,870,060株

ロ 最近5年間における資本金の額の増減 該当ありません。

八 会社の機構

委託会社の取締役は8名以内とし、株主総会で選任されます。取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとします。

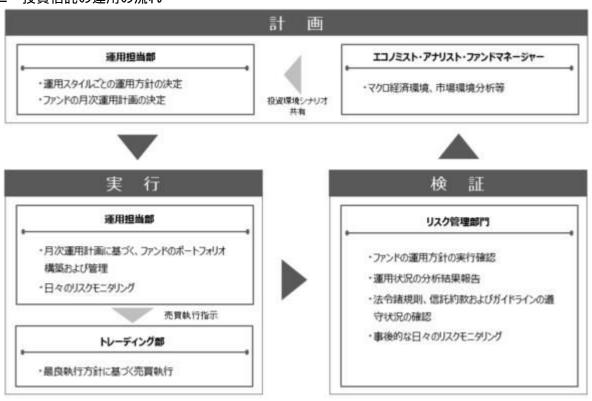
取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、補欠または増員によって選任された取締役の任期は、他の現任取締役の任期の満了する時までとします。

委託会社の業務上重要な事項は、取締役会の決議により決定します。

取締役会は、取締役会の決議によって、代表取締役若干名を選定します。

また、取締役会の決議によって、取締役社長を1名選定し、必要に応じて取締役会長1名を選定することができます。

二 投資信託の運用の流れ



2【事業の内容及び営業の概況】

<更新後>

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として投資運用業および投資助言業務を行っています。また、「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業にかかる業務を行っています。

2022年6月30日現在、委託会社が運用を行っている投資信託(親投資信託は除きます)は、以下の通りです。

	本 数(本)	純資産総額(百万円)
追加型株式投資信託	723	9,010,950
単位型株式投資信託	98	470,379
追加型公社債投資信託	1	25,626
単位型公社債投資信託	187	351,060
合 計	1,009	9,858,016

3【委託会社等の経理状況】

<更新後>

- 1 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)に基づいて作成しております。
- 2 当社は、当事業年度(2021年4月1日から2022年3月31日まで)の財務諸表については、金融商品 取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任 あずさ監査法人の監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

		(単位:千円)
	前事業年度	当事業年度
	(2021年3月31日)	(2022年3月31日)
流動資産		
現金及び預金	33,048,142	49,008,279
顧客分別金信託	300,036	300,041
前払費用	449,748	475,266
未収入金	132,419	103,809
未収委託者報酬	9,936,096	12,125,117
未収運用受託報酬	2,247,156	2,437,063
未収投資助言報酬	398,108	388,639
未収収益	39,975	36,700
その他の流動資産	6,981	18,458

		訂正有価証券届出書(内国投資信託
流動資産合計	46,558,665	64,893,375
固定資産		
有形固定資產 1		
建物	1,509,450	1,433,442
器具備品	870,855	653,985
土地	710	710
リース資産	13,483	7,357
建設仮勘定	-	5,500
有形固定資産合計	2,394,500	2,100,996
無形固定資産		
ソフトウェア	1,347,889	2,766,476
ソフトウェア仮勘定	1,029,033	100,616
のれん	3,654,491	3,349,950
顧客関連資産	15,671,890	13,558,615
電話加入権	12,727	12,716
商標権	48	42
無形固定資産合計	21,716,080	19,788,417
投資その他の資産		
投資有価証券	22,866,282	14,212,354
関係会社株式	11,246,398	11,246,398
長期差入保証金	1,409,091	1,414,646
長期前払費用	116,117	77,936
会員権	90,479	90,479
貸倒引当金	20,750	20,750
投資その他の資産合計	35,707,619	27,021,065
固定資産合計	59,818,200	48,910,479
資産合計	106,376,866	113,803,855

		(単位:千円)
	 前事業年度	
	(2021年3月31日)	(2022年3月31日)
負債の部		
流動負債		
リース債務	5,153	3,567
顧客からの預り金	20,077	6,045
その他の預り金	169,380	196,515
未払金		
未払収益分配金	1,646	1,969
未払償還金	43,523	152
未払手数料	4,480,697	5,545,582
その他未払金	270,290	48,893
未払費用	5,940,121	7,379,404
未払消費税等	235,647	1,133,332
未払法人税等	762,648	2,455,291
賞与引当金	1,516,622	2,100,323
資産除去債務	-	7,192
その他の流動負債	9,710	40,396
流動負債合計	13,455,519	18,918,667
固定負債		
リース債務	9,678	4,525
繰延税金負債	2,566,958	1,279,409
退職給付引当金	5,258,448	5,084,506
その他の固定負債	40,950	4,620
固定負債合計	7,876,035	6,373,062
負債合計	21,331,554	25,291,730

純資産の部		
株主資本		
資本金	2,000,000	2,000,000
資本剰余金		
資本準備金	8,628,984	8,628,984
その他資本剰余金	81,927,000	73,466,962
資本剰余金合計	90,555,984	82,095,946
利益剰余金		
利益準備金	284,245	284,245
その他利益剰余金		
配当準備積立金	60,000	-
別途積立金	1,476,959	-
繰越利益剰余金	10,281,242	3,834,794
利益剰余金合計	8,460,037	4,119,040
株主資本計	84,095,946	88,214,986
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	949,365	297,138
評価・換算差額等合計	949,365	297,138
純資産合計 -	85,045,311	88,512,124
負債・純資産合計	106,376,866	113,803,855

(2)【損益計算書】

				(単位:千円)
		前事業年度		当事業年度
	(自	2020年4月1日	(自	
	至	2021年3月31日)	至	2022年3月31日)
営業収益				
委託者報酬		50,610,457		66,139,024
運用受託報酬		9,450,169		9,652,634
投資助言報酬		1,270,584		1,256,334
その他営業収益				
サービス支援手数料		200,807		199,046
その他		32,820		32,936
営業収益計		61,564,839		77,279,976
営業費用				
支払手数料		22,784,919		30,522,133
広告宣伝費		365,317		330,161
調査費				
調査費		3,061,987		3,196,921
委託調査費		7,810,157		12,192,048
営業雑経費				
通信費		95,163		67,600
印刷費		554,920		494,834
協会費		40,044		34,433
諸会費		29,473		30,488
情報機器関連費		4,562,612		4,767,504
販売促進費		23,614		31,930
その他		163,332		181,301
営業費用合計		39,491,542		51,849,358
一般管理費				
給料				
役員報酬		277,027		263,893

		可止有侧征分用山首(内国仅具后可
給料・手当	9,280,730	8,664,828
賞与	950,630	991,916
賞与引当金繰入額	1,501,855	2,100,323
交際費	11,815	12,301
寄付金	949	29,273
事務委託費	844,255	1,422,189
旅費交通費	21,023	16,863
租税公課	389,819	476,729
不動産賃借料	1,639,529	1,289,256
退職給付費用	790,144	632,559
固定資産減価償却費	3,040,894	3,133,951
のれん償却費	2,645,986	304,540
諸経費	608,206	256,994
一般管理費合計	22,002,869	19,595,622
営業利益	70,426	5,834,995

					(単位:千円)
			前事業年度		当事業年度
		(自	2020年4月1日	(自	2021年4月1日
		至	2021年3月31日)	至	2022年3月31日)
営業外収益					
受取配当金			13,164		7,666
受取利息			2,736		1,836
時効成立分配金・償還金			88,335		43,406
原稿・講演料			2,603		2,587
投資有価証券償還益			57,388		383,608
投資有価証券売却益			162,941		911,268
為替差益			-		4,673
雑収入			72,933		81,640
営業外収益合計			400,104		1,436,686
営業外費用					
投資有価証券償還損			11,762		146,219
投資有価証券売却損			34,473		81,384
為替差損			766		-
雑損失			1,240		2,866
営業外費用合計			48,243		230,470
経常利益			422,288		7,041,212
特別損失					
固定資産除却損	1		54,493		83,651
減損損失	2		28,097,346		-
システム統合関連費用	3		-		375,636
早期退職費用	4		216,200		260,075
本社移転費用			127,044		-
その他特別損失			5,460		67,000
特別損失合計			28,500,544		786,362
税引前当期純利益又は					
税引前当期純損失()			28,078,256		6,254,849
法人税、住民税及び事業税			1,549,173		3,101,482
法人税等調整額			693,192		965,673
法人税等合計			855,980		2,135,809

28,934,237

4,119,040

(3)【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

(単位:千円)

							(+12.113)	
				株主資本				
		資本剰余金			利益剰余金			
恣★☆		フの仏次士	次十利へへ		:	その他利益剰余	金	
貝쑤並	資本準備金			利益準備金	配当準備	叩冷往去会	繰越利益	
		粉木並	百計		積立金	別述碩立金	剰余金	
2,000,000	8,628,984	81,927,000	90,555,984	284,245	60,000	1,476,959	19,364,265	
							711,271	
							28,934,237	
-	-	-	-	-	-		29,645,508	
2,000,000	8,628,984	81,927,000	90,555,984	284,245	60,000	1,476,959	10,281,242	
	-	資本準備金 2,000,000 8,628,984	資本金 資本準備金 その他資本 剰余金 2,000,000 8,628,984 81,927,000	資本金資本準備金その他資本 製余金 合計2,000,0008,628,98481,927,00090,555,984	資本金 資本準備金 その他資本 資本剰余金 利益準備金 2,000,000 8,628,984 81,927,000 90,555,984 284,245	資本金 資本準備金 その他資本 剰余金 資本剰余金 利益準備金 配当準備 積立金 2,000,000 8,628,984 81,927,000 90,555,984 284,245 60,000 - - - - - - -	資本金 資本剰余金 利益剰余金 利益準備金 その他利益剰余 2,000,000 8,628,984 81,927,000 90,555,984 284,245 60,000 1,476,959 1 4 1 <t< td=""></t<>	

	株主	資本	評価・換		
	利益剰余金		スの仏左体証券	拉体 投管	純資産合計
	利益剰余金	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	縄貝佐口司
	合計		計測左領並	左朗守口司	
当期首残高	21,185,470	113,741,454	377,855	377,855	114,119,309
当期変動額					
剰余金の配当	711,271	711,271			711,271
当期純損失()	28,934,237	28,934,237			28,934,237
株主資本以外の					
項目の当期変動			571,510	571,510	571,510
額(純額)					
当期変動額合計	29,645,508	29,645,508	571,510	571,510	29,073,997
当期末残高	8,460,037	84,095,946	949,365	949,365	85,045,311

当事業年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

								(半四・ココノ	
		株主資本							
			資本剰余金			利益	主剰余金		
	恣★☆		フの仏次★	次十利人人		その他利益剰余金			
	資本金	資本準備金	その他資本		利益準備金	配当準備	叫冷往去人	繰越利益	
			剰余金	合計		積立金	別途積立金	剰余金	
当期首残高	2,000,000	8,628,984	81,927,000	90,555,984	284,245	60,000	1,476,959	10,281,242	
当期変動額									
剰余金の配当									
欠損填補			8,460,037	8,460,037				8,460,037	
当期純利益								4,119,040	
任意積立金の						60,000	4 476 050	1 526 050	
取崩						60,000	1,476,959	1,536,959	

株主資本以外の								
項目の当期変動								
額(純額)								
当期変動額合計	-	-	8,460,037	8,460,037	-	60,000	1,476,959	14,116,037
当期末残高	2,000,000	8,628,984	73,466,962	82,095,946	284,245	-	-	3,834,794

	株主	資本	評価・換	算差額等	
	利益剰余金		7.0 /ll + /T+T*	/	/☆次立△≒↓
	利益剰余金	株主資本合計	その他有価証券	評価・換算	純資産合計
	合計		評価差額金	差額等合計	
当期首残高	8,460,037	84,095,946	949,365	949,365	85,045,311
当期変動額					
剰余金の配当					
欠損填補	8,460,037	-			-
当期純利益	4,119,040	4,119,040			4,119,040
任意積立金の					
取崩	-	-			-
株主資本以外の					
項目の当期変動			652,227	652,227	652,227
額(純額)					
当期変動額合計	12,579,078	4,119,040	652,227	652,227	3,466,812
当期末残高	4,119,040	88,214,986	297,138	297,138	88,512,124

[注記事項]

(重要な会計方針)

- 1.有価証券の評価基準及び評価方法
 - (1)子会社株式

移動平均法による原価法

(2)その他有価証券

市場価格のない株式等以外

決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

- 2.固定資産の減価償却の方法
 - (1)有形固定資産(リース資産を除く)

定率法によっております。但し、建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

 建物
 3~50年

 器具備品
 4~15年

(2)無形固定資産(リース資産を除く)

定額法によっております。

なお、主な償却年数は次のとおりであります。

のれん14年顧客関連資産6 ~ 19年

ソフトウェア(自社利用分) 5年(社内における利用可能期間)

(3)リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3.引当金の計上基準

(1)貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権につい ては個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2)賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、将来の支給見込額のうち、当事業年度の負担額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職金支給に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度において発生 していると認められる額を計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定 式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時において一時に費用処理しております。

数理計算上の差異については、その発生時において一時に費用処理しております。

4. 収益及び費用の計上基準

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下、「収益認識会計基準」という。)等を 適用しており、約束したサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該サービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収 益を認識することとしております。

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は 以下のとおりであります。

(1)委託者報酬

委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を受 け取ります。当該報酬は投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

(2)運用受託報酬

運用受託報酬は、対象顧客との投資ー任契約に基づき、主に契約期間内の月末純資産平均価額に対する一定割合と して認識され、確定した報酬を受け取ります。当該報酬は対象口座の運用期間にわたり収益として認識しておりま す。

(3)投資助言報酬

投資助言報酬は、対象顧客との投資助言契約に基づき、主に契約期間内の月末純資産平均価額に対する一定割合と して認識され、確定した報酬を受け取ります。当該報酬は対象口座の助言期間にわたり収益として認識しておりま

(会計方針の変更)

「収益認識会計基準」等を当事業年度の期首から適用し、約束したサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該サービ スと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。当該会計基準等の適用が当事業年度の財務諸 表に与える影響はありません。なお、収益認識会計基準第89-3項に定める経過的な取扱いに従って、前事業年度に係る「収 益認識関係」注記については記載しておりません。

(貸借対照表関係)

有形固定資産の減価償却累計額

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		
	前事業年度	当事業年度
	(2021年3月31日)	(2022年 3 月31日)
建物	102,329千円	210,548千円
器具備品	1,153,649千円	1,309,352千円
リース資産	2,830千円	6,073千円

当座借越契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行と当座借越契約を締結しております。当座借越契約に係 る借入金未実行残高等は次のとおりであります。

前事業年度	当事業年度
(2021年3月31日)	(2022年3月31日)

当座借越極度額の総額	10,000,000千円	10,000,000千円
借入実行残高	千円	千円
差引額	10,000,000千円	10,000,000千円

3 保証債務

当社は、子会社であるSumitomo Mitsui DS Asset Management(USA)Inc.における賃貸借契約に係る賃借料に対し、2023年6月までの賃借料総額の支払保証を行っております。

2023年0万よくの負債付総額の又払休証を行うてのりよう。					
	前事業年度	当事業年度			
	(2021年 3 月31日)	(2022年3月31日)			
Sumitomo Mitsui DS Asset Management (USA)Inc.	93,374千円	57,356千円			

(損益計算書関係)

1 固定資産除却損

	前事業年度	当事業年度			
	(自 2020年4月1日	(自 2021年4月1日			
	至 2021年3月31日)	至 2022年3月31日)			
建物	18,278千円	- 千円			
器具備品	28,604千円	0千円			
リース資産	- 千円	- 千円			
ソフトウェア	7,610千円	83,651千円			
ソフトウェア仮勘定	- 千円	- 千円			

2 減損損失

前事業年度において、次のとおり減損損失を計上しております。

(単位:千円)

場所	用途	種類	減損損失
-	その他	のれん	28,097,346

当社は、資産と対応して継続的に収支の把握ができる単位が全社のみであることから全社資産の単一グループとしております。

当社は、当社を存続会社とし、大和住銀投信投資顧問株式会社を消滅会社とする吸収合併に伴って発生したのれんを計上しております。当該のれんについて下期以降の業績は上向いているものの、通期では業績計画を下回る結果となったことを踏まえて将来キャッシュ・フローを見直した結果、のれんの帳簿価額の回収が見込まれなくなったため、帳簿価額を回収可能価額まで減損し、当該減少額を減損損失として計上しております。

なお、回収可能価額は使用価値としており、将来キャッシュ・フローを9.2%で割り引いて算出しております。 当事業年度において計上した減損損失はありません。

3 システム統合関連費用

社内システム統合に伴うものであり、主にデータの移行費用などであります。

4 早期退職費用

早期希望退職の募集等の実施に関連して発生する費用であります。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

1.発行済株式数に関する事項

	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	33,870,060株	-	-	33,870,060株

2.剰余金の配当に関する事項

配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2020年 6 月29日 定時株主総会	普通株式	711,271	21.00	2020年 3月31日	2020年 6月30日

当事業年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

1.発行済株式数に関する事項

	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	33,870,060株	-	-	33,870,060株

2.剰余金の配当に関する事項

基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌事業年度になるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2022年 6 月28日 定時株主総会	普通株式	2,540,254	75.00	2022年 3 月31日	2022年 6月29日

(リース取引関係)

オペレーティング・リース取引

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位:千円)

	前事業年度 (2021年 3 月31日)	当事業年度 (2022年 3 月31日)	
1 年以内	1,194,699	1,166,952	
1 年超	3,497,258	2,323,090	
合計	4,691,958	3,490,042	

(金融商品関係)

1.金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融サービス事業を行っています。そのため、資金運用については、短期的で安全性の高い金融資産に限定し、財務体質の健全性、安全性、流動性の確保を第一とし、顧客利益に反しない運用を行っています。また、資金調達及びデリバティブ取引は行っていません。

(2)金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収運用受託報酬及び未収投資助言報酬は、顧客の信用リスクに晒されています。未収委託者報酬は、信託財産中から支弁されるものであり、信託財産については受託者である信託銀行において分別管理されているため、リスクは僅少となっています。

投資有価証券については、主に事業推進目的のために保有する当社が設定する投資信託等であり、市場価格の変動 リスク及び発行体の信用リスクに晒されています。関係会社株式については、主に全額出資の子会社の株式であり、 発行体の信用リスクに晒されています。

営業債務である未払手数料は、すべて1年以内の支払期日であります。

(3)金融商品に係るリスク管理体制

信用リスクの管理

当社は、資産の自己査定及び償却・引当規程に従い、営業債権について、取引先毎の期日管理及び残高管理を行うとともに、その状況について取締役会に報告しています。

投資有価証券、子会社株式は発行体の信用リスクについて、資産の自己査定及び償却・引当規程に従い、定期的に 管理を行い、その状況について取締役会に報告しています。

市場リスクの管理

投資有価証券については、自己勘定資産の運用・管理に関する規程に従い、各所管部においては所管する有価証券 について管理を、経営企画部においては総合的なリスク管理を行い、定期的に時価を把握しています。また、資産の 自己査定及び償却・引当規程に従い、その状況について取締役会に報告しています。

なお、事業推進目的のために保有する当社が設定する投資信託等については、純資産額に対する保有制限を設けており、また、自社設定投信等の取得・処分に関する規則に従い、定期的に取締役会において報告し、投資家の資金性格、金額、および投資家数等の状況から検討した結果、目的が達成されたと判断した場合には速やかに処分することとしています。

2.金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のないものは、次表には含まれていません((注2)参照)。

前事業年度(2021年3月31日)

区分 貸借対照表計上額	時価	差額

(1)現金及び預金	33,048,142	33,048,142	-
(2)顧客分別金信託	300,036	300,036	-
(3)未収委託者報酬	9,936,096	9,936,096	-
(4)未収運用受託報酬	2,247,156	2,247,156	-
(5)未収投資助言報酬	398,108	398,108	-
(6)投資有価証券			
その他有価証券	22,826,472	22,826,472	-
(7)長期差入保証金	1,409,091	1,409,091	-
資産計	70,165,105	70,165,105	-
(1)顧客からの預り金	20,077	20,077	-
(2)未払手数料	4,480,697	4,480,697	-
負債計	4,500,774	4,500,774	-

当事業年度(2022年3月31日)

(単位:千円)

区分	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金及び預金	49,008,279	49,008,279	-
(2)顧客分別金信託	300,041	300,041	-
(3)未収委託者報酬	12,125,117	12,125,117	-
(4)未収運用受託報酬	2,437,063	2,437,063	-
(5)未収投資助言報酬	388,639	388,639	-
(6)投資有価証券			
その他有価証券	14,172,545	14,172,545	-
資産計	78,431,686	78,431,686	-
(1)顧客からの預り金	6,045	6,045	-
(2)未払手数料	5,545,582	5,545,582	-
負債計	5,551,627	5,551,627	-

(注1)金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資 産

(1)現金及び預金、(2)顧客分別金信託、(3)未収委託者報酬、(4)未収運用受託報酬及び(5)未収投資助言報酬 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(6)投資有価証券

これらの時価について、投資信託等については取引所の価格、取引金融機関から提示された価格及び公表されている基準価格によっております。

負債

(1)顧客からの預り金及び(2)未払手数料

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(注2)市場価格のない金融商品の貸借対照表計上額

(単位:千円)

区分	前事業年度 (2021年3月31日)	当事業年度 (2022年3月31日)
その他有価証券		
非上場株式	39,809	39,809
合計	39,809	39,809
子会社株式		
非上場株式	11,246,398	11,246,398
合計	11,246,398	11,246,398

その他有価証券については、市場価格がないため、「(6) その他有価証券」には含めておりません。 子会社株式については、市場価格がないため、時価開示の対象とはしておりません。

また時価をもって貸借対照表計上額としている「(6) その他有価証券」は、全て投資信託で構成されております。そのため、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」第26項の経過措置を適用し、金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項は記載しておりません。

(注3)金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額 前事業年度(2021年3月31日)

				· · · · · · · · ·
区分	1 年以内	1年超5年以内	5 年超10年以内	10年超

現金及び預金	33,048,142	-	-	-
顧客分別金信託	300,036	-	-	-
未収委託者報酬	9,936,096	-	-	-
未収運用受託報酬	2,247,156	-	-	-
未収投資助言報酬	398,108	-	-	-
長期差入保証金	42,007	1,367,084	-	-
合計	45,971,548	1,367,084	-	-

当事業年度(2022年3月31日)

(単位:千円)

区分	1 年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	49,008,279	-	-	-
顧客分別金信託	300,041	-	-	-
未収委託者報酬	12,125,117	-	-	-
未収運用受託報酬	2,437,063	-	-	-
未収投資助言報酬	388,639	-	-	-
合計	64,259,140	-	-	-

(有価証券関係)

1.子会社株式

前事業年度(2021年3月31日)

子会社株式(貸借対照表計上額 関係会社株式11,246,398千円)は、市場価格がないことから、記載しておりません。

当事業年度(2022年3月31日)

子会社株式(貸借対照表計上額 関係会社株式11,246,398千円)は、市場価格がないことから、記載しておりません。

2. その他有価証券

前事業年度(2021年3月31日)

(単位:千円)

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
(1)貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
投資信託等	16,097,433	14,397,606	1,699,827
小計	16,097,433	14,397,606	1,699,827
(2)貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
投資信託等	6,729,039	6,994,762	265,723
小計	6,729,039	6,994,762	265,723
合計	22,826,472	21,392,369	1,434,103

(注)非上場株式等(貸借対照表計上額 39,809千円)については、市場価格がないことから、記載しておりません。

当事業年度(2022年3月31日)

(単位:千円)

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
(1)貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
投資信託等	9,299,062	8,672,725	626,337
小計	9,299,062	8,672,725	626,337
(2)貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
投資信託等	4,873,482	5,039,817	166,335
小計	4,873,482	5,039,817	166,335
合計	14,172,545	13,712,543	460,001

(注)非上場株式等(貸借対照表計上額 39,809千円)については、市場価格がないことから、記載しておりません。

3.事業年度中に売却したその他有価証券

前事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

(単位:千円)

		(
売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
1,978,622	162,941	34,473

償還額	償還益の合計額	償還損の合計額	
1,630,219	57,388	11,762	

当事業年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位:千円)

売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
4,082,976	911,268	81,384

(単位:千円)

償還額	償還益の合計額	償還損の合計額
7,183,410	383,608	146,219

4.減損処理を行った有価証券

前事業年度において、投資有価証券について1,560千円(その他有価証券1,560千円)減損処理を行っております。 なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合、及び30%以上50%未満下落し、回復可能性等の合理的反証がない場合に行っております。

当事業年度において、減損処理を行った有価証券はありません。

(退職給付関係)

1.採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、退職一時金制度を設けております。また、確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

2.確定給付制度

(1)退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(単位:千円)

		(半位,十门)
	前事業年度	当事業年度
	(自 2020年4月1日	(自 2021年4月1日
	至 2021年3月31日)	至 2022年3月31日)
退職給付債務の期首残高	5,299,814	5,258,448
勤務費用	476,308	454,611
利息費用	-	1,013
数理計算上の差異の発生額	67,476	34,553
退職給付の支払額	585,151	595,013
過去勤務費用の発生額	-	-
合併による発生額	-	<u> </u>
退職給付債務の期末残高	5,258,448	5,084,506

(2)退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

(単位:千円)

	(1121113)
前事業年度	当事業年度
(2021年3月31日)	(2022年3月31日)
5,258,448	5,084,506
-	-
-	-
5,258,448	5,084,506
	(2021年3月31日) 5,258,448 - -

(3)退職給付費用及びその内訳項目の金額

(単位:千円)

		(
	前事業年度	当事業年度
	(自 2020年4月1日	(自 2021年4月1日
	至 2021年3月31日)	至 2022年3月31日)
勤務費用	476,308	454,611
利息費用	-	1,013
数理計算上の差異の費用処理額	67,476	34,553
その他	246,359	211,487
確定給付制度に係る退職給付費用	790,144	632,559

(注)その他は、その他の関係会社等からの出向者の年金掛金負担分及び退職給付引当額相当額負担分、退職定年制度適用 による割増退職金並びに確定拠出年金への拠出額であります。

(4)数理計算上の計算基礎に関する事項

割引率

主要な数理計算上の計算基礎(加重平均で表わしております。)

前事業年度	当事業年度
(自 2020年4月1日	(自 2021年4月1日
至 2021年3月31日)	至 2022年3月31日)
 0.020%	0.130%

3.確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度239,162千円、当事業年度237,296千円であります。

(税効果会計関係)

1.繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

		(単位:千円)
	前事業年度	当事業年度
	(2021年3月31日)	(2022年3月31日)
繰延税金資産		
退職給付引当金	1,610,136	1,556,876
賞与引当金	464,389	643,119
調査費	247,208	279,809
未払金	206,090	284,070
未払事業税	66,891	139,522
ソフトウェア償却	90,431	107,998
子会社株式評価損	114,876	114,876
その他有価証券評価差額金	131,391	93,946
その他	35,930	28,056
繰延税金資産小計	2,967,346	3,248,274
評価性引当額(注)	218,966	189,102
繰延税金資産合計	2,748,380	3,059,171
繰延税金負債		
無形固定資産	4,798,732	4,151,648
資産除去債務	-	825
その他有価証券評価差額金	516,605	186,107
繰延税金負債合計	5,315,338	4,338,581
繰延税金資産(負債)の純額	2,566,958	1,279,409

2.法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2021年 3 月31日)	当事業年度 (2022年3月31日)
法定実効税率	税引前当期純損失のため 記載を省略しておりま	30.6%
(調整)	す。	
交際費等永久に損金に算入されない項目		1.6
住民税均等割等		0.1
のれん償却費		1.4
その他		0.2
税効果会計適用後の法人税等の負担率		34.1

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「セグメント情報等」注記に記載のとおりであります。

(セグメント情報等)

前事業年度(自 2020年4月1日至 2021年3月31日)

1.セグメント情報

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融商品取引業を中心とする営業活動を展開しております。これらの営業

活動は、金融その他の役務提供を伴っており、この役務提供と一体となった営業活動を基に収益を得ております。

従って、当社の事業区分は、「投資・金融サービス業」という単一の事業セグメントに属しており、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

2. 関連情報

(1)製品及びサービスごとの情報

(単位:千円)

	委託者報酬	運用受託報酬	投資助言報酬	その他	合計
外部顧客への 営業収益	50,610,457	9,450,169	1,270,584	233,628	61,564,839

(2)地域ごとの情報

営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形 固定資産の記載を省略しております。

(3)主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

3.報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

当社は、投資・金融サービス業の単一セグメントであり、記載を省略しております。

4.報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当社は、投資・金融サービス業の単一セグメントであり、記載を省略しております。

5.報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

当事業年度(自 2021年4月1日 至2022年3月31日)

1.セグメント情報

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融商品取引業を中心とする営業活動を展開しております。これらの営業活動は、金融その他の役務提供を伴っており、この役務提供と一体となった営業活動を基に収益を得ております。

従って、当社の事業区分は、「投資・金融サービス業」という単一の事業セグメントに属しており、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

2.関連情報

(1)製品及びサービスごとの情報

(単位:千円)

	委託者報酬	運用受託報酬	投資助言報酬	その他	合計
外部顧客への 営業収益	66,139,024	9,652,634	1,256,334	231,982	77,279,976

(2)地域ごとの情報

営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3)主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

3.報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

当社は、投資・金融サービス業の単一セグメントであり、記載を省略しております。

4.報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当社は、投資・金融サービス業の単一セグメントであり、記載を省略しております。

5.報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報 該当事項はありません。

(関連当事者情報)

前事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

- 1. 関連当事者との取引
 - (1)兄弟会社等

(単位:千円)

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金、出資金 又は基金	事業の 内容又 は職業	議決権等の 所有(被所 有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社 の 子会社	(株)三井住友 銀行	東京都千代田区	1,770,996,505	銀行業	-	投信の販売委託 役員の兼任	委託販売 手数料	3,728,851	未払手数料	863,159
親会社 の 子会社	SMBC日興 証券(株)	東京都千代田区	10,000,000	証券業	-	投信の販売委託 役員の兼任	委託販売 手数料	5,578,226	未払手数料	1,070,559

(注)取引条件及び取引条件の決定方針等

投信の販売委託については、一般取引条件を基に、協議の上決定しております。

2.親会社に関する注記

株式会社三井住友フィナンシャルグループ(東京証券取引所、名古屋証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場)

当事業年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

1. 関連当事者との取引

(1)兄弟会社等

(単位:千円)

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金、出資金 又は基金	事業の 内容又 は職業	議決権等の 所有(被所 有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社 の 子会社	(株)三井住友 銀行	東京都千代田区	1,770,996,505	銀行業	-	投信の販売委託 役員の兼任	委託販売 手数料	4,727,024	未払手数料	1,098,966
親会社 の 子会社	SMBC日興 証券(株)	東京都千代田区	10,000,000	証券業	-	投信の販売委託 役員の兼任	委託販売 手数料	8,397,864	未払手数料	1,661,614

(注)取引条件及び取引条件の決定方針等

投信の販売委託については、一般取引条件を基に、協議の上決定しております。

2.親会社に関する注記

株式会社三井住友フィナンシャルグループ(東京証券取引所、名古屋証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場)

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
1株当たり純資産額	2,510.93円	2,613.28円
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失()	854.27円	121.61円

(注)1.前事業年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、1株当たり当期純損失であり、また、潜在株 式が存在しないため記載しておりません。

当事業年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2.1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失の算定上の基礎は、次のとおりであります。

	前事業年度	当事業年度
	(自 2020年4月1日	(自 2021年4月1日
	至 2021年3月31日)	至 2022年3月31日)
1株当たり当期純利益又は当期純損失		
当期純利益又は当期純損失()(千円)	28,934,237	4,119,040
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益又は	28,934,237	4,119,040
当期純損失()(千円)	20,001,201	1,110,010
期中平均株式数(株)	33,870,060	33,870,060

5【その他】

<更新後>

- イ 定款の変更、その他の重要事項
- (イ)定款の変更

該当ありません。

(口)その他の重要事項

該当ありません。

口 訴訟事件その他会社に重要な影響を与えることが予想される事実 該当ありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

<訂正前>

イ 受託会社

(イ)名称 三井住友信託銀行株式会社

(ロ)資本金の額 342,037百万円(2021年3月末現在)

(八)事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関す

る法律に基づき信託業務を営んでいます。

〔参考情報:再信託受託会社の概要〕

・ 名称 株式会社日本カストディ銀行

・ 資本金の額 51,000百万円(2021年3月末現在)

・ 事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関す

る法律に基づき信託業務を営んでいます。

口 販売会社

(イ) 名称	<u>(ロ)</u> 資本金の額 ^一	(ハ)事業の内容
SMBC日興証券株式会社	10,000百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品
		取引業を営んでいます。

資本金の額は、2021年3月末現在。

<訂正後>

イ 受託会社

(イ)名称 三井住友信託銀行株式会社

(ロ)資本金の額 342,037百万円(2021年3月末現在)

(ハ)事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関す

る法律に基づき信託業務を営んでいます。

〔参考情報:再信託受託会社の概要〕

・ 名称 株式会社日本カストディ銀行

・ 資本金の額 51,000百万円(2021年3月末現在)

・ 事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関す

る法律に基づき信託業務を営んでいます。

口 販売会社

名称	資本金の額 <u>(百万円)</u> 2021年3月末現在	事業の内容
SMBC日興証券株式会社	10,000	金融商品取引法に定める第一種金融商品取 引業を営んでいます。

信託約款変更が成立した場合、2022年11月8日以降、下記事項が追加されます。

八 投資顧問会社(運用の委託先)

(イ)名称 ピムコジャパンリミテッド

(ロ)資本金の額 13,412千米ドル(2022年7月末現在)

(八)事業の内容 金融商品取引法に基づき投資運用業等を営んでいます。

日興FWS・新興国債アクティブ(為替ヘッジあり)および日興FWS・新興国債アクティブ(為替ヘッジなし)が投資対象とする投資信託証券の入替えを行うにあたり、2022年11月8日付けで、ピムコジャパンリミテッドに各ファンドの運用指図に関する権限の一部を委託します。

2【関係業務の概要】

<訂正前>

イ 受託会社

信託契約の受託会社であり、信託財産の保管・管理・計算等を行います。

口 販売会社

委託会社との間で締結された販売契約に基づき、日本における当ファンドの募集・販売の取扱い、投資信託説明書(目論見書)の提供、一部解約の実行の請求の受付け、収益分配金、償還金の支払事務等を行います。

<訂正後>

イ 受託会社

信託契約の受託会社であり、信託財産の保管・管理・計算等を行います。

口 販売会社

委託会社との間で締結された販売契約に基づき、日本における当ファンドの募集・販売の取扱い、投資信託説明書(目論見書)の提供、一部解約の実行の請求の受付け、収益分配金、償還金の支払事務等を行います。

信託約款変更が成立した場合、2022年11月8日以降、下記事項が追加されます。

ハ 投資顧問会社(運用の委託先)

委託会社との間で締結される投資一任契約(運用委託契約)に基づき、日興FWS・新興国債アクティブ(為替ヘッジあり)および日興FWS・新興国債アクティブ(為替ヘッジなし)の運用指図に関する権限の一部の委託を受け、信託財産の運用を行います。

独立監査人の監査報告書

2022年6月15日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社 取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

業務執行社員

指定有限責任社員

公認会計士

羽太典明

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士

菅 野 雅 子

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 佐

佐 藤 栄 裕

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三井住友DSアセットマネジメント株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第37期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に 準拠して、三井住友DSアセットマネジメント株式会社の2022年3月31日現在の財政状態及び同日を もって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。 監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、 監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその 監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による 重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財 務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があ り、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合 に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の 見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した 監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要 な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認めら れる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実 性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明す ることが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいてい るが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に 準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並 びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で 識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているそ の他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

⁽注) 1 . 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。 2 . X B R L データは監査の対象には含まれていません。